

## 第 2 3 回長野県治水・利水ダム等検討委員会 議事録

日 時 平成 1 5 年 2 月 1 4 日 ( 金 ) 午前 1 0 時 0 0 分から午後 3 時まで

場 所 ウェルシティ長野「雲海」

出席者 宮地委員長以下 1 4 名 1 0 名出席 ( 大熊委員、高田委員、五十嵐委員、高橋委員欠席 )

田中治水・利水検討室長

それでは、定刻となりましたので、只今から第 2 3 回長野県治水・利水ダム等検討委員会を開催致します。開会にあたりまして、宮地委員長からご挨拶をお願い致します。

宮地委員長

おはようございます。日差しは少し暖かくはなって参りましたが、まだまだ寒さが続いております。皆様方、お忙しい中をご出席頂きましてありがとうございます。年が明けてから既に委員会も 4 回目になって参りました。本日 2 3 回目の検討委員会でございますけれども、昨日、一昨日と部会が 2 つ続いて、人によっては三連荘なんていう委員もあるんじゃないかと思っておりますが、本当にお疲れのところありがとうございます。前回の委員会におきましては、浅川と砥川に関する治水・利水対策推進本部の決定事項について、いろいろご質問をしたり、それにお答えを頂いたり致しました。また、郷土沢川についての審議も行って参りました。それから、もうひとつ委員会としては、2 月 8 日に清川流域での公聴会を開催しております。本日は現在部会の審議を行っております角間川、駒沢川の 2 河川の流域について、その進行状況のご報告をお願いすることにしております。それから、また、ワーキンググループの方からは角間川の財政報告をお願いすることにしております。議論と致しましては清川は公聴会のご報告をして今後のことをご相談をしたい。それから、黒沢川につきましては、部会の報告が提出される予定になっております。それから、郷土沢川につきましては、前回に引き続いて、いろいろご審議を頂きたいと思っております。ひとつ、本日もよろしくお願い申し上げたいと思っております。以上でご挨拶と致します。

田中治水・利水検討室長

ありがとうございます。只今の出席委員は、1 4 名中 9 名でございます。条例の規定によりまして、本委員会は成立致しました。なお、宮澤委員は 1 9 号が事故の関係で非常に渋滞しているということで遅れるというご連絡を頂いております。資料の確認をお願いしたいと思いますが、資料 1 番、部会報告の資料です。資料 2 として財政ワーキングの報告、角間川の関係の資料です。それから資料 3 が清川流域の公聴会報告の資料です。それから、資料 4 としまして、黒沢川の部会報告。更に、審議状況をまとめたものと、黒沢川治水・利水計画に対する要望書ということでお手元に配布致しておりますので、確認をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、委員長、議事進行の方をお願い致します。

宮地委員長

はい、承知しました。それでは、はじめに本日の議事録署名人を指名致します。今回は竹内委員と藤原委員をお願いをしたいと思います。よろしくお願い致します。それでは、部会報告から始めます。部会の報告として角間川と駒沢川がございますが、角間川の方が

らお願いを致します。風間委員、お願い致します。

#### 風間委員

はい、それでは、角間川部会の方から報告させていただきます。第10回までは既に前回までの検討委員会で報告済みでございますので、一昨日開催されました公聴会の状況を報告させていただきます。4ページでございます。第1回目の公聴会ということで、2月12日、2日前でございますけれども、午後6時から午後9時45分まで、当初9時までの予定だったんですが、大分時間を超過致しまして開催を致しました。中野市でございました。2月4日から2月10日の1週間という非常に短い公述人の募集期間にもかかわらず、多くの皆様方から公募がございまして、32名から公述の申し出がございました。うち女性は6名でございました。時間の関係もあるわけでございますが、せっかくこれだけ大勢の方々に公述のご希望があったということで全員に述べて頂いた方が良いではないかということで、多少、時間は延びるけれども全員の方々に公述をして頂いたところでございます。内容でございますけれども、今、現在整理中でございますが、全般的にはダムによる治水・利水対策案、そしてダムによらない治水・利水対策案、それぞれにつきまして、ほぼ半数と言えるかと思っております。このそれぞれの案、皆様方のご意見の中でも貴重なご意見が含まれている点多々ございましたので、そういったものも汲み取って、次回以降の委員会審議に活かしていかなければいけないと思っております。ただ、これから角間部会は最終的にダム案とダムなし案の比較検討、そして最終的な部会としての報告書を作り上げるということでございまして、回数的にはあと2回くらいしか実はないという部分はございます。その中で如何に今回公述して頂いた方々の意見を汲み上げ、練り上げて1本にできるのかできないのか、その辺は特別委員の皆様方のご意見もまた拝聴しながら、議事進行の中で、取り決めをしていきたいと思っております。残された2回の部会の報告でなんとか報告書をまとめて、検討委員会の方に提出をさせて頂きたいと考えているところでございます。以上でございます。

#### 宮地委員長

はい、ありがとうございます。ご質問は駒沢の方が済んでから、一緒に頂きたいと思えます。藤原部会長、お願い致します。

#### 藤原委員

駒沢川部会の方ですが、今日の資料1の7ページのところに簡単にはまとめてありますけれども、昨日、駒沢川部会がありました。これについての報告を致します。まず、治水案、利水案についての検討をしたんですが、その時にある程度費用の裏づけがないといけないからということで、こちらの方で伊那建設事務所、それから、辰野町、その他幹事をお願いして概概算の費用の計算をしてもらいました。これで提示することについての問題はあるかもしれないということだったんですが、一応財政ワーキンググループの五十嵐さんに概概算ということで、まだ財政ワーキングを通過していない数字ですけれども、提示させて頂くということでご了承を得ましたので、昨日の部会に費用の概概算を出しました。しかし、これはあくまで概概算ということで財政ワーキンググループを通過しているわけではありませんで、これが1人歩きしないように注意をしなければいけないと思っております。そういう前提でもって治水案、利水案について部会で検討しました。まず治水についてですけれども、一方ではもうダムがあるという前提でやってるので、ここで考えているのは、ダムなしの時にはどのような治水案があるかということで詳細に検討しました。2つ大きな対策があったわけです。ひとつは河川改修、もうひとつは遊水池を作るという

2つだったんです。遊水池については、これ伊那建設事務所の方でそれこそ本当に突貫の作業で凄い遅くまでかかったんだと思いますけれども、とにかく計画を全部作ってくれて、その費用概算もしてくれまして、これが16億5,000万になるというのがひとつ出されました。それから、河川改修についてはパラペットを使うというのとそれから、堤防の嵩上げという2つの案が出てたんですが、これについて、前回の部会で一応ケースを8つに分けて計算をした数字が出てたんですけれども、その中で堤防の嵩上げによるということと、もうひとつはJRの鉄橋については架け替えないということで、こちらではケース7とっておりますが、そういう計画を選択しまして、この費用が11億3,000万円になりました。河川改修の方にするのか、遊水地の方にするのかということになったんですが、結果的には河川改修でケース7の11億3,000万円を選択したわけです。それに加えて治水の問題としては森林整備ということが必要だということで森林整備について、これも林務の方で計算をして頂いて、だいたい66ha程度の間伐を準備しなきゃいけないだろうと、そのためにはだいたい3,000万円くらいの予算があればできるだろうというようなことでした。なお、ダムができないというような場合に、ひとつは駒沢川の中上流部について、この河川が非常に心配だという地元の人たちの話がありまして、それについても伊那建設事務所の方で概算の計算をしてもらいました。これも駒沢川中上流部侵食防止工ということで一応、全部見て頂いたわけです。雪やなんかで中に入れれないとか、そういうことがありましたので、これも概算なんですけど、カゴマットっていうやり方ややる方法、蛇籠でやる方法、玉石積工でやる方法と、要するにこれらの方法はみんな一応多自然型という形になっているわけですが、この中で出されました費用は玉石積が一番費用がかかるということなんですけど、全部玉石積でやる必要はないんですけども、最大を一応考えておこうということで、この玉石積による方法ということで、3億5,000万円が計上されるようになりました。これでダムなしの場合の治水は、今言いましたように、ひとつは河川改修、堤防の嵩上げ、それともうひとつは森林整備、更に中上流部の侵食防止と全部合わせて15億1,000万円が概算として出されてきたわけです。一応部会で全員の了承を得ました。次に利水としてなんですけど、水道と農業用水に分けて検討しました。水道については2つありました。ひとつは、新しく井戸を2本掘るという地下水を利用する方法と、もうひとつは現在ある下町水源の砒素対策をして、砒素を除去してそのまま使うという方法、2つが出されて、その2つについて選択をしたわけです。ですけど、砒素除去装置についての部分よりもむしろ、新たな井戸を造るという意見が、ほとんどの支持ということになりまして、新たに2本井戸を掘るということになりました。この新たに2本井戸を掘る場合にどのくらいの費用がかかるかということ初期投資が4億8,000万円で、そのうちの水道部分に対しては1億5,000万円、そのうち町と地元の負担が8,000万円ということになりました。それから農業用水も含んでるんですけど、農業用水については細洞ため池を改修するというので、3億3,000万円くらいと、利水については、だいたい4億8,000万円あれば、ダムなし案でも利水の問題についてはクリアーできるということになったわけです。当初、心配されていたのは、ダムなしになった時に町及び地元の負担が非常に増えては困るという話だったんですけど、現実には水道で井戸2本掘っても1億5,000万程度でできるということで、そのうちの町と地元の負担が8,000万円程度と、もしダムを造るということになりますと、町の負担が1億7,000万円と考えられていましたから、それから比べると少ない費用で利水対策というのでも考えられるというようなことになったわけです。そういうことで、この2つを選択を致しまして、利水の問題もこれでいこうということになりました。これを事務局ですぐにその場で取りまとめ案というのを提示しまして、それについて審議を致しました。この原案について、その場で部会の人たちと審議をしまして、一部修正をしまして、それについて

もし意見があれば今日中に検討室の方に出してもらい、それを持ちまして、一応必要な部分についての修正には私、部会長として一任して頂きたいということを取り付けましたので、そのように進めていこうと思っております。それと公聴会についてですが、3月2日の日曜日、1時から4時までということで準備をする。17日までに資料を全部そろえて、18日に公募の周知をするということになりました。なお、この公述人の資格についてですけれども、こちらの原案では駒沢川流域と示したんですが、意見が出まして、辰野町に広げました。そういうことで、周知するということになりました。部会の中で一応、こういう形で治水・利水案を取りまとめることができたんですが、実はひとつ問題が提起されたわけです。部会を始める前に、特別委員の中から駒沢川の流域の集水面積の計算の仕方が違っているということで問題提起がありました。その説明は部会でしてもらい、確認をする必要があるということで、現地調査をしようかという話もあったんですが、公聴会を3月2日に控えて、ちょっと難しいというようなことで、それは、見送ったわけなんです。やはりこの問題っていうのは集水域が駒沢川に入らないで、分水嶺を越えて反対側の高橋川という川があるんだそうなんですが、そちらの方に流れる部分がある。それも含めて集水域として計算してるから基本高水が高くなってるとはならないかというような指摘があったわけです。それをきちんと確認をすると、もしかしたら基本高水は下がってくる可能性がある。そうすると、今までの計算全部いらなくなる可能性が出てくる。ダムの場合でも、もしかしたらダムの規模は小さくなる可能性はあるということでもまだそれは分からないわけなんです。とにかく今の段階では確認する必要があるという段階で止めてもらいまして、公聴会には、治水安全度1/30、基本高水5.2m<sup>3</sup>/sということ的前提にして、進めていくと致しました。ただお願いしたいことは、公聴会の前までに少なくとも地形の確認だけは伊那建設事務所の方で詳しく調べて、面積がどうで基本高水はどう変わるかということについては、これはもう少し時間をかけてやる必要があると思います。その地形の問題は、やはり集水域の面積が変わる理由になってくると思う。昨日、その帰り道に松島(信)委員と一緒にそここのところちょっと端の方ですけども、見てみましたら、確かに分水嶺がありまして、計画では駒沢川に流れるとなってる部分は高橋川というところから直接小野川へ流れるという、そういう地形だということもある程度分かったんですが、夜ですし、一部しか見てませんので、そのことについてはやはりこの検討委員会に出された資料をこの検討委員会として、伊那建設事務所なり幹事会の方に問題を提起して、できるだけ早く、できれば公聴会の前までに地形の確認だけで結構ですので、レベルを使って面積まで出して頂かなくて結構ですから、そういう事実があるかどうかの確認だけはして頂きたいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。以上です。

#### 宮地委員長

ありがとうございました。何か大きな問題が出てきたんですね。先程、角間と駒沢と両方合わせてご質問、ご意見何かお聞きになることございましょうか。どうぞ。

#### 植木委員

只今の駒沢川の説明の中で、最後に言われました集水域の問題は極めて重大な問題だと私は思います。この数値が狂えば、基本的なところは全部狂っちゃうわけですよ。今、部会長の方から早急なチェックというようなお願いがあったんですが、今日、検討委員会で、初めてそのことも私、分かりまして、実際は駒沢川に流れてるのかもしれない。その辺について地方事務所の方からコメント頂きたい。なぜそういう事態がと言うか、違うのかもしれないということが起こったのかどうかということですね。基本的には十分な調査の元で集水域は決められていると私は理解しておったわけですが、その辺の地方事務所

の方から、幹事会の方からご説明を私は願いたいと思っております。

宮地委員長

部会長、伺います。昨日の部会では、幹事会の方、どうだったんですか。

藤原委員

昨日の部会が始まる、それこそ、何10分か前に、こういう資料出されたわけです、特別委員から。

宮地委員長

その方がね。

藤原委員

その方が土地家屋調査士の資格を持っている方なんだそうです。地図の見方は私はきちんとしてるということを部会でもおっしゃってましたんで、それで、集水域というのを見てもみますと、確かに、そういう説明は、説得力あるなと思って。

宮地委員長

部会長、私がお伺いしているのは、幹事会の方はどういうご返事になったんでしょうか。

藤原委員

それについては、流域としてやってるんだという説明でした。どうでしょうか。田中さんもお出でになったし。松島（信）さんどうですか。ちょっと、そののところ。僕は地形あんまりよく分かんなかったんで、もう少し説明して頂ければ。

宮地委員長

中身がどうかということよりも、どういうふうに取り扱われたかということ、まずお伺いしたいんです。

藤原委員

部会としては、この問題を部会で取り上げてやりますと、基本高水まで影響してくるわけですよ。そうすると、部会ではちょっとその処置はできないので、これについては追って、現地調査、その他流況調査の時にできるでしょうから、ということでその方には基本高水5.2m/sという前提で公聴会をやりますが、ただしこの問題についてはそのままほっかぶりはしません、きちんとしますということを申し上げました。それについて伊那建設事務所もある程度了解してくれたと思います。

宮地委員長

そうですか。今のことについて、幹事会の方から今ご返事、何かご意見、ご返事を頂けますか。

幹事（伊那建設事務所）

昨日、そういう話がありまして、要するに、そこに幹線の用水が流れて、その水が最終的に北沢川の方から流れて、小野川にいつてますよというお話ですが、洪水時に、用水の途中に洪水巻きとか、そういうのの流れがどうなってるかというのを、またこれからちょ

っと詳しく調査して、現地の調査したいという予定であります。

宮地委員長

そうですか。はい、どうぞ。

藤原委員

雪があったもんですから、水路の確認やなんかはよくできないということなんですが、ちょうど県の土地改良課の方が用水は1/10確率で計算してるんで1/30確率の雨が降った時には、農業用水で通るよりもむしろ地形の方に影響するだろうっていうことは、その場で説明は受けました。地形の方が大きく影響してくるということになりますと、その地形の確認を、とにかく水は高いところから低いところに流れるんですよと伊那建の方もおっしゃってましたので、当然そうだと思います。そうすると分水嶺越えた反対側の方に来ることはないということですから、ちょうどこの駒沢川と高橋川があるんだそうです。その高橋川との間のところを少しこんもりとしているわけですから、その高橋川寄りには当然高橋川に流れるはずなのに、それ全部ひっくるめて駒沢川に流れるような計算になっている。だから、基本高水も高くなってるんじゃないかという指摘が昨日あったんです。ですから、伊那建設事務所の方も、そういう指摘があるまでは、そのこと多分気づかなくて、ただ流域ということではなさってたんじゃないかと思います。

宮地委員長

これは、今の話は問題によっては大分大きくなると思うんですが。お調べ頂けますね。はい、よろしゅうございますか。いつごろまでにそれが。

藤原委員

現地確認だけです。だから、そんなに時間かかるわけじゃないと思います。ただ、現地確認をする時には、部会の委員の方に現地確認をいつからするからということで出席する、しないは今はまだ分かりませんが、この日にやるからということで通知して参加できる人にはその現地確認の場合に来てもらうようにして頂ければ、もっといいなあと思います。

宮地委員長

部会として現地確認をしたいというご意向なんですね、部長は。

藤原委員

現地調査をまずやろうかと一応諮ったんですけど、公聴会がもうありますし、時間がだんだん最後のところは切られてますので、これをやって巻き戻しにするわけにはいかないということで、特別委員の方にはその点を了解してもらった上で、昨日の部会は日程どおり進めたわけですが、ただ、それは積み残しになっているということです。

宮地委員長

それでは、幹事会の方もその現地確認をする時に部会の方とよくご連絡を取って頂いて、よろしくお願ひしたいということでございます。

藤原委員

できれば、公聴会の前までに地形だけで結構ですから違ってたか、正しかったのかとい

うことだけ教えて頂きたい。

宮地委員長

ちょうど、2週間ほどあります。はい、どうぞ。

松島（信）委員

今の件で伊那建設事務所をお願いしたいんですけども、今、部会長さんの言われたように連絡取って頂いて、私の都合付く日も考慮して頂いて、一緒にお願いしたいと思います。

宮地委員長

勿論、その書類をお出しになった方のご都合もありますね。それは是非、その方は少なくともお出で頂かんとまずいでしょう。分かりました。部会としては駒沢の場合に、3月2日に公聴会ですが、それまでは部会はないんですか。

藤原委員

はい、ありません。3月2日に部会をやりまして、今のところ、その終わったあとの取りまとめは、3月8日かもしくは14日を予定してありますが、これもそのところは確定しておりませんから。

宮地委員長

他にいかがでございましょうか。ちょっと角間川の方は、今後の予定はどんなことでございませうか。公聴会が終わってあと。

風間委員

2月の18日が次回です。

宮地委員長

そうですか。

風間委員

最終を3月の8日の土曜日を予定しております。

宮地委員長

そうですか。伺っておりますのは、2月21日のあとの検討委員会は、3月で大分遅くなるものですから、その辺の兼ね合いでちょっとお伺いしたわけです。分かりました。他にいかがでございませうか。よろしゅうございませうか。それでは、少し大きな問題が出てきたようですが、駒沢の方も幹事会の方もよろしくお願い致します。それでは、2つの部会報告は済みました。次に、ワーキンググループからのご報告をお願い致します。財政ワーキンググループの方から角間川の財政報告がなされるということでございませう。今日は五十嵐委員がご欠席でございませうので、竹内委員が財政ワーキンググループからのご報告をしてくださるということでございませう。お願い致します。

竹内委員

それでは、今日、五十嵐座長欠席ですので、私、財政ワーキンググループ角間川部会の委員になっておりますので、私の方からご報告をさせて頂きます。角間川部会では部会に

おけるこれまでの審議経過と合意に基づいて、多目的ダムによる案とダムによらない案についてそれぞれ治水・利水対策をまとめて頂いております。多目的ダムによる案はダムによる治水対策と水道水源確保とし、ダムによらない案については、部会委員から提出されました様々な代替案について、部会における審議、検証によりパラペットを主体とした治水対策と、新たな井戸による水源対策確保、そして必要に応じて硝酸・亜硝酸性窒素除去を併用することになっています。この対策案についてワーキンググループとしまして、治水・利水対策の暫定費用を計算致しました。詳細についてはあとで事務局からご報告申し上げます。報告書のまとめとしましては治水対策案について、ダム案が約236億円、このうち長野県の一般財源は約59億円であり、パラペットを主体とした河川改修案は県単独事業で実施した場合、長野県の一般財源は3億円となります。利水対策案については、ダム案、中野市の場合、初期投資は約59億円、このうち市の負担分は41億円となり、100年換算では約108億円、このうち市の負担分は約90億円となります。山ノ内町の場合については、初期投資は約7億円、このうち町の負担分は3億円となり、100年換算は約9億円、このうち町の負担分は約5億円となります。井戸案については、中野市の場合、初期投資は約62億円、100年換算は約354億円となり、現行制度によると、すべて市の負担分とされます。山ノ内の場合、初期投資は約7億円、100年換算分は約12億円、現行制度によると全て町の負担分となります。対策案や具体的な試算内容の詳細につきましては、幹事の方から説明を願います。よろしく申し上げます。

#### 事務局

それでは、資料2の財政ワーキンググループ報告ということで「1.始めに」というところからはじめさせていただきます。今、竹内委員の方からご説明ありましたように、角間川部会におきましては、多目的ダムによる案とダムによらない案ということで、それぞれの治水・利水費用を試算致しまして、別紙1から6となっております。なお、参考資料と致しまして、別紙6のあとに試算の根拠を添付してございます。この試算は以下の前提で作られるということで、アとウ、エ、オ、キにおきましては、今までの財政ワーキング報告と同様でございますので、イ、治水安全度は1/100、基本高水流量は基準点において1,020m<sup>3</sup>/sとする。星川橋下流で830m<sup>3</sup>/sとする。カ、中野市及び山ノ内町の平成26年における水道取水量は各市町が作成した計画どおり23,780m<sup>3</sup>/日及び15,330m<sup>3</sup>/日とする。、費用の比較、1治水対策案について。夜間瀬川(角間川)の治水については部会でダム案と流下断面が不足している星川橋下流から穂波大橋間及び夜間瀬川下流をパラペットを主体とした「河川改修案」が審議されている。(1)ダム案、ダム案は既に執行済みの費用を除いて概算費用を試算すると別紙1のとおり約236億円となる。この財源は国庫補助分と交付税措置分を合わせ、約154億円、県の負担分、約59億円、その他約23億円である。(2)河川改修案。部会で提案された河川改修案について概算費用を試算すると別紙1のとおり、約3億円となる。この財源は県の負担分約3億円である。2、利水対策案について。角間川ダム計画では上水道、農業用水への供給を目的にしている。現在の中野市公共水道の現状は井戸水6水源、表流水1水源及び伏流水1水源により、19,249m<sup>3</sup>/日を取水している。井戸水の1水源で砒素が基準値を超過し2水源で、硝酸・亜硝酸性窒素が基準値内であるが検出されているため、3水源とも希釈をしている。また、表流水は砒素が基準値を超過して検出されているため、浄化処理をしている。更に伏流水は鉄、マンガンが基準値を超過して検出されているため、浄化処理をしている。同様に山ノ内町公共水道の現状は井戸水4水源、表流水4水源、湧水4水源及び伏流水3水源により、13,800m<sup>3</sup>/日を取水している。15水源のうち現在の取水量が300m<sup>3</sup>/日以下の少量水源が9水源もあり、また、井戸水源のうち

1 水源が水位低下をしており、不安定な水源を保有している状況である。このような現状を踏まえて、利水については、計画どおりの上水道取水量とし、水道水源確保を「ダム案」と「井戸案」による2案が示されている。ダム案は中野市の水道取水量23,780m<sup>3</sup>/日を確認するための水源対策を角間川ダムから10,000m<sup>3</sup>/日、既設の井戸から表流水及び伏流水から13,780m<sup>3</sup>/日とする計画である。一方、井戸案は新たな水源を様々観点から検証し、総合的な判断の結果、新たな井戸5基の設置により、10,000m<sup>3</sup>/日を確認し、硝酸・亜硝酸性窒素を除去する浄化施設を5箇所設置する計画である。同様にダム案は山ノ内町の水道供給量15,330m<sup>3</sup>/日を確認するための水源対策を角間ダムから3,000m<sup>3</sup>/日、既設の井戸、表流水、湧水及び伏流水から12,330m<sup>3</sup>/日とする計画である。一方、井戸案は新たな水源を様々な観点から検証し、総合的な判断の結果、新たな井戸6基の設置により、3,000m<sup>3</sup>/日を確認する計画である。(1)ダム案。ダム案について概算費用を試算すると、初期投資の場合については、中野市の場合、別紙(3)のとおり、ダム建設に関わる利水者負担金及び新設施設費を合わせて約59億円である。この財源は、国庫補助分と交付税措置分を合わせ約17億円、県の補助分と利水者負担分(中野市)を合わせて約42億円である。100年換算の場合については、ダム建設に関わる利水者負担金、新設施設費、その更新費及び維持管理費を合わせ約108億円である。この財源は、国庫補助分と交付税措置分を合わせ約17億円、県の補助分と利水者負担分を合わせ約91億円である。同様に山ノ内町の場合、別紙(5)のとおりで、ダム建設に係わる利水者負担金及び新設施設費を合わせて約7億円である。この財源は、国庫補助分と交付税措置分を合わせ約4億円、県の補助分と利水者負担分(山ノ内町)を合わせて約3億円である。100年換算の場合については、ダム建設に関わる利水者負担金、新設施設費、その更新費及び維持管理費を合わせて約9億円である。この財源は、国庫補助分と交付税措置分を合わせ約4億円、県の補助分と利水者負担分を合わせ約5億円である。(2)井戸案。井戸案について概算費用を試算すると、中野市の場合、別紙(4)のとおり、初期投資の場合については、新設施設費約62億円である。この財源は現行制度によると国庫補助分、交付税措置分及び県の補助は無く、全て利水者負担分(中野市)とされている。100年換算の場合については、新設施設費とその更新費及び維持管理費を合わせ約354億円である。この財源は現行制度によると国庫補助分、交付税措置分及び県の補助は無く、全て利水者負担分(中野市)とされている。同様に山ノ内町の場合、別紙(6)のとおり、初期投資の場合については、新設施設費約19億円である。この財源は現行制度によると国庫補助分、交付税措置分及び県の補助は無く、全て利水者負担分(山ノ内町)とされている。100年換算の場合については、新設施設費とその更新費及び維持管理費を合わせ約154億円である。この財源は現行制度によると国庫補助分、交付税措置分及び県の補助は無く、全て利水者負担分(山ノ内町)とされている。

総括。1、治水対策案について。(1)ダム案。費用の総額は、ダム案が約236億円である。長野県の負担分(一般財源)については、ダム案が約59億円である。(2)河川改修案。部会で提案されたパラペットを主体とした河川改修案を県単独事業で実施した場合、長野県の負担分(一般財源)については、約3億円である。ダムを中止した場合、過去の支出分における長野県の負担分(一般財源)は、算出できる範囲で最大約15億円である。なお、過年度利用起債の繰上償還等については不明である。2、利水対策案について。(1)ダム案。ダム案は、中野市の場合、初期投資約59億円であり、100年換算の場合、約108億円である。ただし、利水者負担分(起債借入分のうち交付税措置されない分と町費用)だけ見ると、初期投資の場合、約41億円、100年換算の場合約90億円である。同様に山ノ内町の場合、初期投資約7億円であり、100年換算の場合、約9億円である。ただし、利水者負担分(起債借入分のうち交付税措置されない分と町費用)だけ見ると初

期投資の場合、約3億円、100年換算の場合、約5億円である。(2)井戸案。井戸案は中野市の場合、初期投資約62億円、100年換算の場合、約354億円であり、現行制度によるとすべて利水者負担分(起債借入分のうち交付税措置されない分と町費用)とされている。同様に山ノ内町の場合、初期投資約19億円、100年換算の場合、約154億円であり、現行制度によるとすべて利水者負担分(起債借入分のうち交付税措置されない分と町費用)とされている。あと別紙1から6につきましては、幹事よりご説明頂きたいと思います。

幹事(河川課)

河川課です。別紙1,別紙2について説明させていただきます。別紙1をご覧ください。各治水対策案に要する費用ということでダム建設費でございますが、内訳と致しまして、治水分の概算金額が213億2,000万円でございます。このうち国庫補助分と県費の交付税措置がある分を合わせまして、154億6,000万円でございます。一般財源と致しましては、58億6,000万円でございます。利水者負担金と致しまして、22億9,000万円でございます。これらを合わせまして、ダム建設費と致しまして概算金額が236億1,000万円、国庫補助分と県費のうち、交付税措置のある分を合わせまして、154億6,000万円、一般財源と致しまして、58億6,000万円でございます。その他、利水者負担金等と致しまして、22億9,000万円でございます。これは平成14年度以降残額でございます。治水対策案と致しまして治水対策案費、県単でございますが、概算金額が3億3,000万円でございます。別紙2をご覧ください。ダム中止にともない必要となる可能性のある措置に要する費用ということで、項目順にご説明したいと思っております。過年度国庫補助金の返還と致しまして、0または6億7,000万円、上記項目にかかる加算金と致しまして、0または5億9,000万円、過年度利水者負担金の返還と致しまして0または1億3,000万円、これに係ります利息と致しまして、0または3,000万円、代替水道施設費としましては不明でございます。調査施設撤去費と致しまして、4,000万円、これは調査用横坑ですとかボーリング坑の閉塞にかかる費用でございます。過年度利用起債の一括変換につきましては、0または不明ということで試算してございます。以上でございます。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。どうぞ。まだあるんですか、すいません。

幹事(食品環境水道課)

食品環境水道課です。それでは、別紙3以降についてご説明致します。利水施設に要する費用ということで中野市から説明致します。まずダム案ですが、ダム案の概算金額初期投資についてですが、19.3億円、59億円、国庫補助金8億4,000万円、県費補助1億1,000万円、利水者による起債借入分についての交付税措置ありと致しまして8億4,000万円、これについては下の4つめの に記載してございますが、交付税措置ありの金額については一般財源からの出資金であります。交付税措置については約50%です。そして起債借入分の交付税措置なしについての分ですが、これが起業財源と致しまして41億円、その他の起業財源、私費と致しまして0.9億円です。100年換算額ですが107.6億円、国庫補助8.4億円、県費補助1.9億円、交付税措置あり8.4億円、交付税措置なし75.7億円、その他、私費、起業財源として14億円です。別紙4にいきまして、新たな深井戸利用案についてですが、まず、初期投資ですが、概算金額62億円、国庫補助、県費補助等はございません。下の記載借入分についての交付税措

置に該当する部分もございません。交付税措置なしとしての起業財源と致しましての起債については49.5億円、その他、私費と致しまして12.5億円です。100年換算した場合の概算金額ですが、353.5億円。そして交付税措置なしの金額が205.5億円。その他、私費14.8億円です。別紙5の方、お願いします。次、山ノ内分ですが、まず、ダム案について、概算金額の初期投資ですが、6.5億円、国庫補助1.8億円、県費補助0.3億円、利水者による記載借入分、交付税措置のありについては、1.8億円、これについては、中野市と同じように一般財源からの出資金です。交付税措置なしの起業財源と致しまして、2.5億円、その他、町の費用と致しまして、0.1億円。100年換算した場合の金額ですが、概算金額8.8億円、国庫補助1.8億円、県費補助0.3億円、交付税措置あり1.8億円、交付税措置なし3.8億円、その他、起業財源、町の費用ですが、1.1億円です。別紙6ですが、これは新たな深井戸利用案についてです。まず、概算事業費、初期投資ですが、19.362億円、国庫補助、県費補助、交付税措置については該当ありません。交付税措置なしの起債についてですが、15.3億円。その他、町の費用ですが4億円。100年換算した場合ですが、概算金額153.6億円。交付税措置なし74.6億円。その他、町の費用として78.9億円です。あと、参考資料と致しまして、中野市、山ノ内の試算の内訳を添付してございます。そして1番後ろですが、水源調査と致しまして、井戸1本あたり費用と致しまして1億円という概算金額を出しています。それについての内訳、根拠等を記載してございます。以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。はい、どうぞ。

竹内委員

補足致しますけど、前回の検討委員会のお昼に財政ワーキンググループ開きまして、いろいろこの間の部会における審議、あるいは公聴会に出された意見を踏まえまして、特に井戸水について井戸1基あたり1億円という試算が利水のワーキングの方から出されてまして、その中身について過剰ではないかというような意見がそれぞれの部会において出されてきたという経緯がありまして、これについては一応、その内訳、考え方を今度示していこうということで、いろんなケースが考えられまして、調査した結果、水源について安くなる場合もあるし、あるいは場合によっては高くなる場合もあるということで、それに基づいて水源調査についてということで、後ろに記載させて頂いたということと、それから、もうひとつは更に詳細な水道に係わるものについて、詳細な資料をつけようということで、最後の方に資料として追加させて頂いたということとございまして、そこはご理解を頂きたいと思います。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。大変大きなお金になってる、はい、どうぞ。

石坂委員

今、委員長からも大きなというご意見があったんですけど、私、角間川部会の一定の案をまとめて公聴会にかける段階で、やはり、いったん数字というのを部会なり委員会なりワーキンググループなりで発表しますと、先程、どなたかの発言にもあったかと思うんですけど、数字が1人歩きするということが起こりますので、あくまで今のこの試算を含めまして、これは最終的なもの、どういう方法を取るかとか、その方法をとる場合の工法とか、調査で裏づけされた具体的なもので試算されたものではないので、あくまで、一定の

条件を前提にした上でのひとつの試算であるということをはっきりさせてた上で公聴会にかけて頂きたいということは、部会長にもお願いしまして、部会長も公聴会当日のご説明の時に、そのように言って頂きました。しかし、既に公聴会を前にしまして、地元のローカル紙では、利水の部分がダムによらない案を取った時には、市町村の負担が3倍以上でかなり大きいんだということが1人歩きしております。かなり大きな見出しで大変だということになっていまして、公聴会でのご意見の中にもそれが影響していたように思います。それでやっぱり、この取扱いですが、角間川部会の議論の中で私自身も利水ワーキングの座長という立場で山ノ内町の町長さん、それから中野市の市長さんが水需要の問題について、ご意見出されましたのを認めました。と言いますのはどういうことかといいますと、水需要の予測の試算をワーキングでコンサルタントをお願いして試算したものよりも、それぞれ中野市も山ノ内さんも上方修正されてきたわけです。それは簡単に申し上げますと、中野市さんにつきましては、今は経済状況が悪いけれども、何とかこの経済を良くしたい。当然のことなんですけど、よって、今具体的にどこというあてがあるわけではないんだけれども、簡単に言えば、工場団地、工場を誘致していきたい。その工場がOKしてくれる時に、水の用意がないということではいけないので、当初工場誘致を前提に予測した最大限の水需要は盛り込んでいきたいというのが上方修正の主要な理由です。山ノ内町さんにつきましては、町の観光行政を主要な柱にして発展させていきたいということで、観光客の最高時の入りこみを盛り込んで上方修正してきております。ですから、これは政策的な判断によるものが大きいわけですので、町長さんや市長さんがそういうことで町を何とか、市を活性化していきたいということに対して、私たちの側からそういう考えをもってはいけないとか、そういうことは申し上げる立場にありませんので、全面的に承認したというか、受け入れた形で水需要予測の上方修正がされております。ですから、公聴会で当然のことながら、そんなにたくさん水需要予測を盛り込むのは過大ではないかというご意見もたくさん出ました。ですから、この利水の試算をしていく場合の必要とする水需要予測が当初予想していたものよりはかなり大きいということも前提にあるということで、私、前回の検討委員会、申し訳ないですけど、欠席させて頂いたんですが、前回の検討委員会に出された資料の中の淀川流域の検討委員会の資料を見ますと、これからの水需要、それから、水の利用のあり方として、これは全体として勿論、私たちもひとつの参考、指針にしていかなければならない考え方だと思いますし、角間川部会の公聴会の時にもそういうご意見も出ておりましたが、例えば、水の再利用とか、節水とか、長野県は全体として水資源にも恵まれていますし、自然環境も豊かですので、今まではなかなかそういう考え方も少なかったように思いますけれども、費用対効果の問題としても、それから、これからの利水問題をどのように解決していくかという問題を考える上でも、新しい一つの視点として、私は長野県においても再利用や節水の考え方や、それから水需要の予測をどういうところに目標値を定めていくかっていうことについては、いろんな角度から検討することが必要じゃないかなと、前回の委員会の資料を見せて頂きまして思いました。多少長くなりましたが、利水の試算のひとつの前提条件として水需要予測がそういう目標値の元に置かれているものであるためにその部分多くならざるを得ないということが1点。それから、私はちょっとこの間の各流域の財政試算の中で、つねづね思ってることなんですけど、ダムがどうしても100年もつという前提で100年単位の試算をメンテナンスの問題をダムの側もダムによらない側もするんですけれども、果たして市町村が事業者として責任も持つ、本来、そういうものであるはずの利水の問題で100年単位の試算をするっていうことでの比較とか考え方としなければならぬだろうかということについては、私は非常に疑問に思います。そういうこともいろいろある中で100年単位の試算をしているということと、水需要の問題では今のような政策的な要素も非常に絡んでの試算である

という、いくつかの前提条件のある中での試算を単純に比較して大きいとか小さいとかというのは、いろんな問題が出てくるように思いますが、いったん試算しますと、いずれにしても、1人歩きする数字ではありませんので、そういうある意味、特定の条件を前提にして試算したものですよっていうことを必ず合わせて言っていないと問題が起こるのではないかなと受け止めています。以上です。

宮地委員長  
はい、どうぞ。

宮澤委員

今、石坂委員さんがお話しになられた問題は、財政ワーキングで今竹内委員さんからお話しがありましたですけど、大事な問題だとして位置付けました。私はたまたま出席しました黒沢部会でも、この公聴会の席上で試算の仕方がおかしいんじゃないかと意見が多く出されたもんですから、竹内委員さんからお話しありましたように、前回の財政ワーキングでこれを議題にして頂きました。要するにこの試算内容は、こういうところから出てきたんだ、こういう経過でこの金額が出てるんだ、この金額も非常に曖昧なものなんだというようなことをしっかりと一般の県民の皆さんに分かりやすく説明しなければならないんじゃないかということで、先程竹内委員がお話しになりましたように、もっと細かい資料を出すということにしたんであります。今の100年にするか、それぞれ問題にするか、これ非常に難しいとこだと思います。どうか利水ワーキングの方で基本的な考え方というのをまとめて頂いて、利水のポイントになることをございますので、方向性を出していただきたい。今、竹内委員がおっしゃられたように井戸の1億円というのについても高いとか、低いとか場所によっても違うとか、いろいろな様々な問題が想定されるだろうということで、前回の財政ワーキングで相当突っ込んだ意見もありました。そういう中でそうはいつでも今まで出てきた試算のやり方を新たに変わるといことになると混乱を招くから、とりあえず、この問題については財政ワーキングとしては座長の方から今のままでいって欲しいという要望がございました。財政ワーキングの経過は進んできているわけですが、ここでひとつ利水ワーキングの方でどうかその件については、再度、ワーキングとしての方向性も出されるのもひとつの方法かなと考えます。

宮地委員長

今の利水についての100年の話ですが、前回の郷土の話をした時に100年で計算するのはどうだろうかという話が出まして、郷土沢の時にはやっぱり問題は初期投資だろうと、100年先の河川の状況まで、そんなに見通せるもんじゃないという話が多分あったと思っております。決定したわけではございませんけども、ですから、一応財政の方はダムが100年の寿命だから、対応的にやられたんでしょうけど、そのことはこの間の委員会で郷土沢の時には話題に上ったことは申し上げておきたいと思っております。今のお話し、本当になかなか難しい問題ですので、勿論、これは他の部会でも関係するわけですが、部会長さんもそういう点をよくご存知で議論を進めておられることと思っておりますけれども、利水の方で今のお話を特にどうこうということありますか、今の段階で。はい、どうぞ。

風間委員

前の検討委員会にも私申し上げたところでございまして、今、委員長の方からお話しがあったとおりでございます。石坂委員の方からもお話しがありましたけれども、一体100年後の試算というのが、今現在で精密に立てられるのかどうかということ、これ

は現状ではおそらく不可能なことだと思えます。ですから、この数値というのはあくまでひとつの試算に過ぎないということ、私も部会の中で発表すると1人歩きする危険もあるし、少なくとも特別委員の皆様方は、どなたかにお話しする時にはこれは本当にひとつの試算なんだよということをお願いしますと、それからプレスの方も当然いるわけで、お分かりになるように発言をしていたつもりでございますが、またこの間の公聴会の中でも説明の中で、この試算を発表する時に、これはあくまで本当に試算に過ぎないということは強調したつもりでございます。しかし、そうはいつでも1人歩きしてしまうきらいが出てきてしまうという部分がありますので、非常に困惑してるという部分はございます。それから、もう1点、これから県がこの市町村の負担分についてどの程度協力的な姿勢を打ち出すことができるのかという部分が入ってこようかと思えます。それは投資的経費として出てくるのか、あるいは、長野プログラムの方で出てくるのかちょっと分かりませんけれども、いずれにしても利水に関しての対応はしていくんだという姿勢は、今のところ表明はされているわけでございますので、そういったものも加味してくると、当然ここらへんの市町村の負担分というのは減ってくるわけで、この計算値出されてる時には、おそらく計算には入ってないと思えますので、そこら辺も想定しながら議論進めていかなければ、本当はいけないんだろう。ですから、県の方にはなるべく具体的に一体、どのくらいの協力ができるのか、出して頂かないと本当は困るとは思っております。

宮地委員長

どっちいきましょう。先に手を挙げられました。すいません。

石坂委員

先程、もう少し利水のワーキングの方で整理して1人歩きの数字が出ないような試算もすべきではないかというような宮澤委員のご意見を伺いまして、かなりごもっともだという部分もあるなあと思いましたが、その部分は私は風間委員からお話がありました県の支援部分も含めて、ひとつ検討委員会で、是非練って頂きたいというのが結論です。それから、もうひとつはやはり多目的ダムという計画で進んできた以上、県の責任があるわけですが、今回の流域いるんなことに関わって議論してみて改めて思うのは、本来は市町村の責任で進めるはずの水道事業、利水の事業につきまして、そういう計画が進んできた結果、市町村の側の逆に自主性といいますか、言葉は悪いかもかもしれませんが、多少損なわれている部分もある。だから、この部分を解決していくためには県が責任を負うことは勿論重要な問題なんですけど、県と市町村で誠意を持った話し合い、協議で解決、最終的にはそこしかないだろうと思っておりますので、ワーキングとして、財政ワーキングに投げる前にもう少しより具体的な、1人歩きしても問題のないような試算ができる、そういうポイントに絞って財政ワーキングに投げる仕事を練るようというご言いつけでありますれば、それについては利水ワーキングとして、メンバー3人ですけど、検討することはやぶさかでないんですけど、新しい課題ですので、是非検討委員会で練って頂きたいというのが私の今の気持ちなんですけど。

宮地委員長

はい、藤原委員、どうぞ。

藤原委員

数字の1人歩きについては、風間さんも随分苦労なさったと思うんですけども、昨日の駒沢部会でも何度も概概算ですよってこと申し上げても、今日の信濃毎日には前提条件な

しに数字が出ちゃってるわけです。今日も検討委員会でこれも財政ワーキングは通ってませんからということと言っても、やはり、それも前提はなしに新聞報道される可能性があるわけなんです。だから、そういうことはやむをえないだろうと思うんですが、この治水・利水のことを考えるにあたって、財政の問題と、それから環境の問題というのを踏まえて対策を考えるということになってるんで、全くこの費用について明らかにしないまま単なる治水・利水案を公聴会にかけるというのは、やはり不十分だと思いますので、そういう意味であえて数字を出してるわけなんで、そこも一応了解して頂きたいと思います。それからもうひとつ、この角間川の報告を見て、凄い額になってるなあと、この数字見ると前提知りませんのでびっくりしますが、ただ、駒沢部会の時にも委員の中から出たんですが、ダムの当初計画が完成の時にどのくらいになってるのかということでした。昨日の段階で例えば、小仁熊ダムのことで当初60億だったのが完成の時には200億になってる、3倍を超えているということがあるわけですね。これは100年じゃないんですね、せいぜい十数年なんです。10数年で3倍になるということがあるとなれば、このダムの計画で例えば、角間川が231億円だっていったって、100年だったら利子まで含めたらもっと大きいんじゃないか。片方でもって、100年換算で計算しときながら、片方はそれを全然無視している。要するに、その途中100年間のダムの維持費用というのはどれくらいかかるのか、堆砂がどのくらいあって、それをどうするのかということまで含めて一方で計算をして、それで当初計画231億だけど、完成までには3倍くらいになる、これはなんか長野県のダムのあれを見てると2倍から4倍になってますよね。とすれば100年の間には利子まで含めたら230何億では止まらないんだとすれば、片方で100年換算の数字を出すならば、比較対象にするには、例えば2倍になって、利子も含めてなんて話になってきたら、もっと大きな額になるんですよね。だからそういうことと言えば、片方が何かフェアじゃない感じがします。ですから、そここのところで100年換算に対して、何でこんなことするのかと前からこの検討委員会で多分疑問が出されてたわけですね。だから、今日のこれなんか見ますと確かに機械装置が償却期間が15年で、それをなんか100年だったら5回変えなきゃいけないとか、7回変えなきゃいけないからって言って増えるわけですよ。そしたら、片方はやはり、計画が230何億だけど、実際にできたときには500億超えてるかもしれません。しかも毎年の維持管理費はどのくらいありますというのは入れて100年換算で出すなら、比較してもいいですけども、ちょっとこれは比較対象にならないんじゃないかなと思います。

宮地委員長

ありがとうございました。どうぞ。竹内委員。

竹内委員

財政ワーキングとしましても、今までの論議の経過を経て100年分というのも当初は出した方がいいだろうというお話があって、それでやってきた話でして、その中で試算できるものもあるし、できないものもあるという中で、今の形ができてるということはご理解頂いて、あくまで検討委員会の経過も踏まえて一応この仕組みが成り立っている。だから、私はこれは今試算できうる参考の数字であるということ踏まえた上で論議頂くしかないだろうと思います。それ以上言われましてちょっと現況ではできないということで、そこを踏まえた上で、しっかり論議頂くということだけ確認頂ければいいんじゃないかなと思いますけど。

宮地委員長

今の話を聞いて。

竹内委員

わざと高めに出してるとかそういうことじゃございませんので。

宮地委員長

実際、他の部会でもそういうふうになっております。実は前回の検討委員会でも黒沢川の高橋部会長もかなり強調されておりましたし、それから黒沢の高橋部会長がおっしゃった。それから、郷土沢の議論につきましても、どういうふうにするのがいいかとそういう話もございました。ですから、まさに今言っていることは検討委員会でこれから議論すべきことだろうと私も思っております。その過渡の段階で公聴会なんか行われますので、部会長さんもいろいろご苦労になるとは思いますが、これからはなるべく検討委員会もそういう点について、突っ込んだ議論をしていきたいと思っておりますが、部会長さんもひとつ、その辺をよくご存知の上で部会の運営にあたって頂きたい。私はそう思っております。勿論、皆様よくご存知のことだと思っておりますけど。ですから、今申し上げましたように費用のことをどうみるかということは、具体的には率直に申しまして、郷土沢の場合、それから今日上がって参りました黒沢川、こういうところの議論を検討委員会でやる中にひとつのティピカル（typical；典型的な）な問題として浮かび上がってくると私は思っておりますが、それをご承知の上で今後の議論につなげて行きたいと思っております。いかがでございましょうか。いろいろ部会長さん、大変ご苦労なさって。私どもでもあっと驚いたような数字でございまして、住民の方がびっくりするのも無理はないんですが、よろしくお願い致します。それでは、ちょっと大分時間を取って参りましたんで、以上で角間の財政報告を終わりたいと思っております。それで、実は予定には清川のことを申し上げようと思参りましたが、実は黒沢川の部会報告が本日できております。それで今日、高橋部会長お見えになりませんので、宮澤部会長代理にご説明頂く。その宮澤部会長は午後にご用事があるということでございまして、是非、先にお話を伺った方がよろしいと思参りますので、順番を変えまして、黒沢川の部会報告をお願いしたいと思います。お願い致します。

宮澤委員

委員長に配慮頂きまして、ちょっと午後から農政協議会がございまして、すみませんをお願いしたいと思参ります。実は黒沢川の部会長であります高橋さんがちょっと雪の日に怪我をされまして、昨日手術をされるということでございまして、急遽私のところにお電話がございまして、今日報告をして頂きたいとこういうことでございまして、本当にピンの落ちる音まで聞き分けながら、進行されてこられた高橋部会長に代わっての報告というわけに、なかなかいくかどうか分かりませんが、私の方でご報告をさせていただきます。まず、4月の30日から15回に渡って部会の審議と1回の公聴会を経てまとめられました。特別委員のそれぞれ大変な熱のこもった論議がなされたわけではありますが、初めの5行目にもございまして、今の法制度の下での意見とそれから、法改正も含めた視野での意見の論争が非常に熱を帯びて参りまして、妥協点がなかなか見出せなかった中で原点に戻り、この部会報告を築き上げた、こういう内容でございまして。部会報告、それぞれ15回のうち、検討委員会にそれぞれ経過を説明させて頂いておりますので、その都度問題になりました決定につきましては、高橋部会長の方からそれぞれ検討委員会にお話しがあったとありであります。その内容の報告をまずは事務局の方からお願いを致しまして、ポイントの点につきましてフォローをさせて頂きたいと、こんなふうに思参ります。

## 事務局

それでは、お手元の資料4に黒沢川部会報告ございますので、この1ページから審議結果を朗読させていただきます。「審議結果」この地域の黒沢川・万水川との関わりを考慮すると、黒沢ダムによる治水・利水対策は幾多の課題を解決する手段であると考えられる。しかしながら堆砂問題も含めた環境への影響、国・県の財政状況等の課題もあることから、「脱ダム宣言」の理念を尊重し、ダムによらない案として審議してきた「調整池案」+「水利配分案」を基に、治水は調整池と現行の河川改修による「調整池案」、利水は黒沢川の流水を最大限有効利用する『黒沢川利用案』とする。治水に関しては赤沢砂防堰堤下流に調整池を設置し、想定される洪水調整を行うこととする。なお洪水調整量や調整池の位置については、河道流下能力の再検証、環境調査等を行い、地域住民の合意を得ることにより決定していく。利水に関して、三郷村上水道用水、南小倉地域等の農業用水及び雑用水は、黒沢砂防堰堤の活用等を検討しながら最大限黒沢川の流水を利用する。さらに、不足する水量は地下水又は他の農業用水に求めることとする。黒沢川流水の利用可能量は、既存の調査資料を活用するとともに、河川流量調査等を行うことにより検証して決定していくこととしています。2ページでございます。(1)治水対策について。過去に幾度か被害をもたらした主な原因とも言える尻無し川の形態は、農林水産省と長野県の共同事業により万水川に接続されることにより解消し、黒沢川末端での災害の危険性は減ずるものと予想される。しかしながら、万水川は、未だ河川改修が完了しておらず、このまま黒沢川と万水川を接続した場合、万水川未改修地域での洪水の危険性が高まることは大きな問題である。黒沢川と万水川が接続すると、従来ほとんど流れ込んでいなかった黒沢川の洪水が万水川へ流入することとなるため、特に下流部での治水安全度の確保は重要な課題となる。このため、現在行っている万水川の河川改修とあづみ野排水路の新設を最優先課題とし、早急に現計画通り継続実施するべきである。県が設定した基本高水流量は検討委員会の基本高水ワーキンググループにおいても妥当であることが報告されており、この流量を安全に流下させるため、調整池により洪水を調節することとしたが、河道流下能力の検証を加味した治水計画を早急に樹立するべきである。また、超過洪水対策についても検討する必要がある。(2)利水対策について。黒沢川は、扇状地河川であり地下への浸透が大きいことから、渇水時期には水が流れなくなる伏没河川という特性を持っている。しかし、浸透の大きくない上流域では、黒沢の森林から流れ下る清らかな水が地域の農業及び飲料水を含めた生活用水として古くから利用され、現在の集落が形成されてきた歴史がある。農業用水及び雑用水は許可水利権、慣行水利権を取得しているものの、三郷村の上水道用水は一級河川黒沢川に水利権をもたない現状である。しかし、昭和40年代から、水道事業が進む中で村は黒沢砂防堰堤の使用協定を県と締結し上水道の水源を黒沢川に求め、限りある表流水を地元南小倉地域の農業用水、雑用水と分け合ってきた。ダムによらずに黒沢川の流水のみでこれらの水利調整を行うことは、黒沢川の流況を見ると現法制度の下では困難であり、地下水や他の農業用水を利用せざるを得ないが、その場合、今までの地域での水利利用形態を大きく変更することとなり、権利関係の調整、新たな利水施設の建設、維持管理費の増大、地下水の保全・涵養と適正利用など様々な課題が想定される。望ましい利水対策は、黒沢川の流水を最大限有効に利用することで、このため県は伏没河川である特性を踏まえ、豊水利用が可能となるよう、法制度の見直しを国へ求めるとともに、流量調査等により河川維持流量を再検討し、その利用可能量を把握すべきである。また、水需要量について、村は上水道需要量を検討するとともに、県が主体となり農業用水及び雑用水の必要量を把握し、利水の全体量を見定める必要がある。農業用水に関しては、黒沢川で水利権を付与できる流量は、農業用水の必要量に比べ、既に得ている許可水利権の流量を大幅に減少せざるを得ないが、県が主体となり村と協力して利水者と十分な協議を行い合意

を得なくてはならない。さらに、黒沢川からの取水では不足する場合、中信平農業用水からの現在以上の農業用水をポンプアップして補給することとなるが、補給量増の権利の取得、ポンプ、配管などの必要な諸施設建設に係わる費用及びその維持管理、更新費用など、農業者は新たな負担を負うことになり、これらの負担を農業者のみに求めることは困難であるため、県は補給量増の権利の取得に協力するとともに、農業者の負担を軽減するため、適切な支援を行うべきである。上水道について三郷村は、節水を検討した上で、上水道需要量の減少に努める必要がある。また、水源対策については、本来事業者たる三郷村が行うものであるが、県は新たな補助制度の創設等を含めて、利水者負担が軽減されるよう、積極的な協力を行うべきである。三郷村上水道が地下水を利用する場合は、地下水の保全涵養施策を進めながら、わさび田湧水群、養魚業への影響に留意し、利用していくことが望ましいと考えられ、安曇野の地下水のメカニズムについて県が関係町村と協力し、詳細な調査を行い、その調査結果に基づき、地下水利用者間での協議を行い合意を得ることが必要である。地下水の保全涵養と適正な利用については、この地下水を安曇野共有の財産として位置付け、関係町村一同の下に地下水の保全涵養及び適正な利用に関する協定の締結または条例制定を行うことを提言する。また地下水利用者間の協議はこの協定または条例に則り行うべきである。さらに、今後の上水道水源対策を進めるにあたり、三郷村上段地域での地下水利用の可能性について県は試掘調査を早急に行うことを要望する。これらの調査・調整等には一定の期間が必要であるため、利水対策がなされるまでの間、暫定豊水水利権を付与することを強く要望するとともに、地域の特色を踏まえ恒久的に豊水を利用ができるよう水利権等の柔軟な運用を行うことを提言する。しかしながら、豊水を利用することとなっても渇水期には、河川流量が減少し、利水の需要にこたえられない状況になることが予想されるため、黒沢川砂防堰堤の活用等を検討し、渇水に対応する水源措置を行うことが必要である。また、渇水期の水利用対策を協議する場を常設しておくことを提言する。(3)その他。黒沢川・万水川に関する治水・利水対策については、今後、委員会の審議を経て行政が判断していくこととなるが、ダムによらない案の実現のためには住民参加の協議会等を設置し行政と住民が連携し行っていく必要がある。なお、ダムによらない対策を実現するには、幾多の課題がある。この課題の解決方向が見えない場合は、地域の安全安心を考えると再度ダム案を検討せざるを得ないので、流量調査及び環境調査など必要最小限の調査は継続するべきである。委員会は、この流域の具体的な治水・利水対策に関する課題の解決及び計画策定について、一定の期限を附して答申することを要望する。その他、部会において確認された事項は、後述の審議内容に示す。あと5ページに流域の概要、それから治水・利水の現状、7ページに審議内容、7ページ、8ページ、9ページ、10ページに渡って審議内容がそれぞれのセクション毎に書かれております。それから10ページ、11ページには検討してきた対策案について記されております。それから13ページに公聴会での意見、これが15ページまで続いております。そして、終わりに、でございますが、部会では最後までダム案、ダムなし案それぞれの案を支持する意見があり、現法制度下での案としては環境問題に配慮して、できるだけ小さくしたダムをダム案とすべきであるという意見も多くの委員からあった。しかし、昨今の財政状況を鑑みると治水・利水対策の早期実現にはダムによらない案とすることがやむを得ないということで、ほぼ全員の意見が集約された。古くから黒沢川、万水川の恩恵を受け、また洪水と向き合ってきたこの地域が将来ともに安全で安心して居住できる地域であることを願い、地域住民、行政が互いに知恵を出し合い、責任ある対策を早急に進めることを望む。以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。以上は本日の委員会へ黒沢川部会の正式な報告として出されたものでございます。お伺いしております、前回の高橋部会長がおっしゃったことが具体的にいろいろお書きになっておられるということを感じた次第でございますが、ただ皆様方、今この部会報告初めてお読みになるわけでございますので、その辺についてまた補足するところあるいはご意見等あるかと思えます。少しご意見を伺いましょうか。もうひとつどうでしょう、あれは。実はこの部会報告、本日出てきたわけでございますけれども、これに関して実は黒沢川部会の部会長の高橋部会長宛に穂高のわさびの関係の方、信州山葵農業組合、それから南安曇郡豊科総合開発土地改良、この2つの団体の方が黒沢川治水・利水計画に対する要望書というものを部会長宛にお出しになったんでございます。それを本日、私も見まして、部会長、ご欠席でございますけれども、部会長のご意見では、これは委員会の皆様にお知らせして、そのことを考えながら議論を進めて欲しいと、こんなご意向だったように承っております。それでちょっと委員のお手元には要望書がお配りしてございます。ちょっとご説明をお願い致します。

#### 事務局

はい、ご説明申し上げます。このペーパーにつきましては、15年2月4日に黒沢川部会の高橋部会長宛に届いたものでございます。その時点で黒沢川部会が15回の審議を終えておりまして、高橋部会長から事務局に委員長の方へこれを委員会へ出して頂いて、黒沢川部会の報告、それから今後の委員会審議の参考にして頂きたいということで、本日提出致しました。以上です。

#### 宮地委員長

実はこの方、どういう方が私知らないんですが、この方は要するに、部会の委員ではないんですね。

#### 事務局

部会の委員ではございません。上の信州山葵農業共同組合さんの方は主に穂高町の方でわさびを作ってらっしゃる方々の組織で、その下の豊科町総合開発土地改良区の方は主に豊科町の方でわさびの栽培をなさってる方がたの団体でございます。

#### 宮地委員長

公聴会でもお出で、公述はされておられないわけですか。

#### 事務局

わさびの作ってる方々からの公述は多々ありありました。

#### 宮地委員長

この方は具体的には発言されておらないですね。

#### 事務局

轟さんは発言はなされておませんが、丸山さんの方はご発言頂いております。

#### 宮地委員長

公述人になっておられる。そうですか。分かりました。どうぞ。

#### 宮澤委員

付け加えてございますが、このような形でいくつもの新しい提案もされております。また、提案等々ございますので、私も高橋さんと一緒に煮詰めてきた人間として非常にあらゆる角度からみんなの総意をまとめてできた報告書だと思っております。尊重して頂ければと、こんなふうに願うところであります。その中で私が気づいたこととございますが、私の意見になりますが、2点ほど治水問題について、問題ございました。多分、この2人は陳述はしてないと思います。ただ、公聴会の時には多くの方々から意見が出ました。わさびの皆さんの地下水を掘るといことがひとつ、それともうひとつ万水川と一緒に繋がった場合、この報告書にもございます、2ページの頭にもございますが、下流部分の治水の安全度の確保、これを急いでもらいたいと、こういうこととございます。今、万水川は非常に天井川化しております。それから、そこに流れ込む新たな中曽根川等々の、その水量等の関連からしますと、その3川合流地帯に非常に洪水時には水が集中する。今までの経過では、わさび田の方へ逆流をするというケースが出ておりました、わさびの畑のところに濁った水が入り込むというような、過去において多くの事例があったので、わさびの皆さんは危惧をされておられると思います。例えば、蓼川という川がわさび田の特徴であります三連水車のところにわさび田から出てくる川でございますが、ここはわさび田の皆さんも生産者の人たちが、河床を整えるために年に2回そこで自らの費用で川浚いやら整備をしているという事実は私も知っております。そんなようなこともありますので、末端の治水安全度の確保、これは私の方からも是非ともこの問題については意見を申し上げたいと思っております。これから県の方で早急にこの万水川の下流部分での安全度を高める対策を練って頂きたいと思っております。それから、豊水の問題であります。豊水の問題については、21回のこの検討委員会にも提起をされました。是非とも新しい長野県からの発信ということで、この豊水の利用についてはお考えを頂きたいと思っております。そういう中で将来の水源処置が確実にならなければならないという豊水を使う場合の条件が21回の検討委員会の資料2でもって出されておりますが、この将来の水源処置の問題を三郷村がこれから考えていくとしたならば、その時に必ずこの報告書にもございますが、県の財政サポートという問題を必ずクリアしないと村ではなかなか将来の水計画、水道計画を作りにくい部分があると考えます。そういうようなことで早めにこの豊水を認めてもらう行動を起こしてもらおうと同時に、それなりきの県と三郷村との話し合いを早くスタートして、要するに、将来の水道計画がどうあるべきかここにも書いてありますけれども、多くの人たちの意見を頂くような形の中で進めて頂きたい。そういうふうに思うところでございます。以上でございます。

#### 宮地委員長

はい、ありがとうございました。どうぞ。

#### 藤原委員

私は黒沢川部会の委員をしてまして、部会の特に特別委員の地元の方が非常にこの問題について真剣に討議をして、やはり、ダムというものについての主張が非常に強いわけです。その中でこのまとめにあるようにいろいろな事情を考えて、昨今の財政状況等を鑑みるとダムによらない案ということで、やむを得ないというようなことで選択しているんですね。ですから、そのあとのことっていうのはここに書かれているように、積み残しのことが随分あるわけなんです。これをどういうふうにして解決するかということをやらないと、きちんと県で対応して頂かないと、高橋さんが一生懸命奮闘してまとめたことが、全くの空手形になってしまうわけですよ。となれば、それに対する信頼というものも、地

元の方が不信感を持つというのは当然だと思うんですね。これに書かれていることの問題点というのは本当に、1つ1つが大変な問題なんです。部会をやって、なかなか解決できないというような問題なんです。それをあえて、この特別委員の人たちも含めてダムによらないってなったっていうのは、僕はこれは高橋さんも凄い方だなあと思って、その力量には感心してるんですが、これから空手形に終わらせないっていうこと責任というのはこの検討委員会にもあると思うし、県にも勿論、強い要望を出していかなくちゃいけないと思ってますので、それはお願いしたいんです。それから、今日のこの要望書ですけども、要望書を出しても、ただ部会が終わっちゃったから、ここに出されただけだということなんですけど、これじゃ出した意味がないんです。これをどう取り扱っていくのか、例えば、部会にもう1回、部会はもう終わったことになっちゃってるわけですが、この報告書出して。とするとこれ部会に持ってくわけにもいかない。どこへどうしたらいいのか、この処理もここで一応決めて頂きたい。それから、もうひとつはここに書いてあるように裏のところですが、ゴールドパック6,000m<sup>3</sup>/日云々という話があって、2m<sup>3</sup>/日という約束だということについては、6,000m<sup>3</sup>/日というのは部会でも再々出てました。堀金村のところでも6,000m<sup>3</sup>/日も片方で掘ってるのに、片方で4,000m<sup>3</sup>/日の水の問題でこれだけ苦労してる。一体何なんだという話は出てるわけですよ。ですから、こちら辺のところもきちんとする必要あると思うんです。そういうことをすれば、少しずつこの要望についても、きちんとしたけじめっていうのはできてくるんじゃないかと思えますので、ひとつはこの取り扱いをどうするのかということ。それから、この6,000m<sup>3</sup>/日の話は、部会では話としては出ましたけれども、何ともできないという段階ですよ。それを県ではどうするのか、できるのか、もしくはこここのところの約束はどういうなっているのかということあたりは、きちんとして頂かないと困ると思うんです。

宮地委員長

分かりました。はい、どうぞ。

松島（信）委員

ゴールドパック6,000m<sup>3</sup>/日という話は、私たちには分からないので、ちょっと説明して頂いて、今後のこと。

宮地委員長

そうですか。この中身に入る前にこの文書の取り扱いのことを先に考えておいた方がいいと私は思うんですが。

松島（信）委員

そのためにはゴールドパック。

宮地委員長

結構です、どうぞ。これは私も公聴会、どなた。ゴールドパックの件です。公聴会を聞いておられ、私は公聴会を聞きに行った時にこの話を生で聞いた。

藤原委員

部会でも委員の中から出されてます。

宮地委員長

どなたが、はい、幹事の方、お願いします。

幹事（豊科建設事務所）

豊科建設事務所でございます。ちょっと会社名は明らかにあれじゃないんですけども、工場のある場所は堀金村でございます。堀金村に今度、国営アルプス安曇野公園ができますけれども、その少し東側、下段になります。そこで安曇野のおいしい水という形で水を売って、従来はトマトジュースとかりんごジュースとか売ってたんですが、水も現在ペットボトルで売っておりまして、その工場の地下から井戸から売の水を取っている。それが話によると、6,000m<sup>3</sup>/日くらい取ってる。こういう情報を得ていると、こういうことでございます。数量等について私ども正確なもの把握してるわけではございません。情報で6,000m<sup>3</sup>/日というのは皆さん言うておられる。7,000m<sup>3</sup>/日というふうにおっしゃった方もいらっしゃるかと思いますけど、量については確実に把握はしておりません。以上です。

宮地委員長

はい、どうぞ。藤原さん。

藤原委員

部会の時にこれペットボトルで出てくるんです。それで、それに安曇野の水って書いてあって、堀金って書いてあるんですよ。片方でそういうことをして奇異な感じですよ。私たちその水飲んで議論してるんですけども、非常に奇異な感じを受けました。

宮地委員長

私、個人として公聴会聞きに行った時の話、宮澤さん、やってくださる。宮澤さん、聞いてたんでしょ。

宮澤委員

正しく理解してるかどうかは分かりませんが、私なりに判断してるということでご理解をしてお聞きして頂きたいと思いますが、安曇野で井戸を掘って、それを例えば営業用に使うというのは非常に難しい制限がございました。この会社はここへ進出する時に南安曇農業高校の農場だったところに井戸がございまして、その井戸を買い求めてこの井戸を使うようにしたと聞いております。要するに、既得権を使ったのでその時にいろいろな状況のことはクリアーされていたと聞いております。ただ、その時にわさび畑の皆さんと、これは堀金村だとお話しになっておりました。堀金村とが約束事を決める時にこのわさび田の営んでいらっしゃる方々から水に影響があるので困るというお話しをした時に2m<sup>3</sup>/日というお約束を、取り決めをしているということで、井戸を掘ったら下流への影響があるじゃないかというお話しが論争の中にあつたように聞いております。その中で、現に企業としてこういうふうな形の量がとられている、そういうような面からすれば、三郷村で井戸を掘るということについて、いろいろご指摘を受けることはないじゃないだろうかというこの論議の中で、この工場との問題が出てきたと理解をしております。委員長、よろしゅうございますか。

宮地委員長

どうぞ。

石坂委員

今のこの要望書の取り扱いということに対する意見なんですけど、部会がもう既に終わって。

宮地委員長

ちょっと待ってください。松島（信）さん、今の話で6,000m<sup>3</sup>/日の話分かりました。中身は。

松島（信）委員

分かったんですが、そうするとゴールドパックというのは、商品名のことでですか。

宮地委員長

会社の名前です。

松島（信）委員

会社の名前、それは分かりました。

宮地委員長

よろしゅうございますか。ちょっと私も公聴会で聞いた時はこのとおりのことをある委員、要するに、わさび田関係の方がこの2m<sup>3</sup>/日とすることを約束あるんだということをおっしゃっておられました。それに対して、ダム反対派の方々の中の発言に、そう言うけども実際に会社に問い合わせたら6,000m<sup>3</sup>/日取ってるということを会社の人も言ってますよという発言がございました。私はそれ矛盾した話だな、妙な話だなと思ったんでございます。初めは2m<sup>3</sup>/日というのは従業員の生活用水と聞いておりました。その辺は非常に大きな矛盾を感じた次第でございます。ですから、今の中身のこととございまして、そこに入っていくとまたいろんなことがございますので、やっぱり、文書の取り扱いのことを少し伺った方がよろしいかと、石坂さん、どうぞ。

石坂委員

すいません。ですから、今の問題に絡んでわさびが作れなくなってしまうと困るということで、部会の結論は出たけれども、少し異存があるという要望書かというふうに今、拝見したんですけど、いずれにしても部会が終わって報告が出て、そのあと要望書が出ているということですので、部会の報告を受けてこれから検討委員会として、最終的に黒沢についてどうするかということを議論して報告まとめるわけですので、その議論の中でこれは活かしていけばと私は思います。

宮地委員長

はい、どうぞ。

松島（信）委員

この報告書にも巻頭にありますように、安曇野の地下水は安曇野の共有財産だと、これはもう基本原理だと思うんですね。それが解決する方向にちゃんと示さないと、そうするとわさび田の方にもちゃんとした説明責任があると思うんですね。そのためにまず基本になるのは、安曇野、松本平全体に関係すると思いますが、その地下水が一体どういう状況になっとなって、一体、それはどういうように涵養されていて、どういうような地下水の

保存量があるとか、そして、その利用についてはこうで、こういうふうにするべきであるとか、その涵養方法については、実際、こういうような手段が実際あるんだよと、もし枯渇ということを考えて、今みたいに都市化だけを進めていったんでは、それは涵養という意味においては何も井戸だけじゃない問題なんです。ですから、地下水の水文的調査をきちんと県も加わって進めないと、これ基本的なところが曖昧にされたまんま水の奪い合いみたいな形で今後進んでたらどうしようもないと思うんで、その辺のところをきちんと検討委員会では方向性を出していっていくべきだと思っています。

宮地委員長

それはこれからの検討委員会の扱いだと思いますが、ただ、全般的に申しまして、今、私は石坂委員がおっしゃいましたように、この議論というのは部会の中ではやっぱり、皆さんご存知のこのようだと私は思っております。ですから、それを承知で部会報告がされた。しかし、なおかつこういうご意見が出されてきた。ですから、これは最早私はこの検討委員会が考えるべき問題だろうと思っておりますが、前にも浅川・砥川の時にそういうことがちょっとありましたように、検討委員会が判断する問題だろうと思っております。ですから、一般論として申し上げますと、今後、黒沢川部会のこの部会報告を検討する中で、今日出された要望書も頭の中におきながら、それから、松島（信）委員おっしゃられましたように、一体、何をこの検討委員会でやらなきゃいけないか。それも頭において議論を進めて参りたいと私はそう思うんですが、いかがでございましょうか。はい、それじゃあ、それはそういう方向で考えていきたいと思えます。はい、どうぞ。

藤原委員

とすれば、今委員長がおっしゃったようなことを、これは高橋さんのところへ来てる要望書ですけども、この2つの組合に委員長名でこういうふうに取り扱うということくらいは答えてあげる必要があるんじゃないですか。とりあえず、検討委員会でやるとか。だってこれ出して高橋さんのところへ出しているわけですよ。だけど、部会開くというのは、部会も終わったことですし、これは部会を開いてやることではないと思っておりますが、検討委員会でこの問題を受け止めますということくらいは答えてあげる。単に公開質問状じゃないからいいのかということになります。出しっぱなしですか。

宮地委員長

実は、これまでの1年間の経過の中ではこういう要望書はかなりたくさんいろんなところから出ております。それに対しては、別にいちいちお答えはしておりません。しかし、こういうところで受け取って今のような議論がありますと、この会は公開でございまして、議事録にも残るわけでございます。ですから、それはやっぱり、関心もって頂ければ、委員会の考え方、方針は伝わっていくだろうと私は思うんでございますが、いかがでしょうか。

藤原委員

結構です。

宮地委員長

それでご了承頂ければ、そういうふうにしたいと思えます。それで実はこの黒沢川部会の部会報告、実は大分、時間も切迫してあるんですが、今日始めて出されたわけでございますし、今日、部会長もお休みでございます。ですから、これについてはひとつご検討を

頂きまして、次回の委員会から審議の対象にしたい。こんなふうを考えておりますが、よろしうございますでしょうか。それでは、お願いを致します。実は、もう12時ちょっと前なんですけど、今日、午後委員でお差支えのある方が何人かお出でになるようでございます。ちょっと伺います。宮澤委員は午後は駄目なんですね。宮澤さんが午後はなしと、それから、竹内委員は何時から何時までとおっしゃいましたか。

竹内委員

1時15分くらいから2時までちょっと中断、どうしても。

宮地委員長

1時15分から2時まで。実は今ご覧のとおり10人、お2人お出でにならんと8人ぎりぎりなんです。風間委員は。

風間委員

2時までだったらいられるんですけども。

宮地委員長

2時までではここによろしい。そうですか。そうすると8人ぎりぎりではあるんだな、午後は。そうですか。8人ぎりぎりではあるんですね。例えば、午後1時に再開したとすると1人減ってるだけの状態で、あとはいなくなれば、代わりにお出でになる。そういうことでぎりぎり続けていかれるわけですね。それでは、なるべくそういうふうに続けます。ただひとつですね。お留守になる方がおられるので、清川の話の時間がいきますがどうでしょう。順番を飛ばしまして、黒沢にいったわけですが、清川の公聴会の報告をちょっとあれはそんなに長くないと思いますけど、やって頂きましょうか。お願いを致します。清川の公聴会についてのご報告をお願いしたいと思っております。

事務局

はい、では、事務局より清川流域公聴会について報告致します。資料の3をご覧ください。先週の土曜日になりますけれども、2月8日に飯山市において公聴会を開催致しまして、検討委員会でまとめた清川流域公聴会資料に対する意見を流域住民から求めました。当日、委員会からは宮地委員長、大熊委員、高田委員、竹内委員、松岡委員、松島（信）委員の6名の方が出席致しました。6名の方から公述書の提出があり、公述を行いまして、また公述終了後に出席者から発言を求めたところ、公述人以外の方から1名の方の意見の発表を行いました。公聴会で発表された意見及び提出された意見書では委員会が示した清川の治水・利水対策に対して反対の意見はございませんでした。公聴会で出された主な意見は、そこに記載のとおりです。読み上げます。脱ダム宣言には落胆したが、脱ダムの昨今、地域を守る治水・利水を考える契機としたいという意見。清川中上流域の森林・非農地の活用、下流域では急流部の狭く部の改修をするという意見。平成10年に中町区で安全性に疑問があるとしてダム反対の陳情をした経緯から、委員会の案に賛同するという意見。昔から崩落の多い場所でダムの安全性、経済性に疑問を持っていたとする意見。ヒメギフチョウ、イワナ、ホタルのいる環境である。河川整備や森林整備でこの環境を大事にして欲しいとする意見。安全が担保され、水利権が守られるなら委員会の案に賛成とする意見。清川は融雪時に地すべりを起こす。上流の地すべり対策をしてほしいとする意見。利水対策として、斑尾山周辺の開発を抑え、県が森林整備を行って、水源の涵養を図って欲しいとする意見。洪水の警報システムをお願いしたいとする意見。河川改修につ

いて、右岸の対策を調査してほしいとする意見。改修にあたっては、降雨と重なった春の融雪時の出水に配慮した計画としてほしいとする意見。以上が公聴会での主な意見です。このあとに公述された6名の方の公述書を添付してあります。公聴会の当日に会場で配布したものと同じものです。提出された公述申出書のうち、住所の番地部分、電話番号をマスキングしてあります。2枚目以降の申出書については説明は省かせて頂きます。以上です。

#### 宮地委員長

はい、ありがとうございました。只今の清川の公聴会の報告でございます。公述人が6名であった。それから、終わってからご意見を述べられた方が1名、更に時間がたっぷりあったもんですから、公述された方にも追加のご意見も伺っております。それがこういうふうにまとめてございますが、何か委員が6人で公述人が6人で1対1だったんですが、非常に親密なもんだったと思っておりますが、それで委員の方から公述人に質問が出たり、異例の公聴会でございます。ご出席の方、何か補足ございますでしょうか。実は私、これで司会をしておりましたあとで委員会の議論として申し上げたいんですが、ご覧のとおり公聴会に提出しました。私ども検討委員会の考え方についてほとんど反対がなかったと、こう申し上げてもいいんじゃないかと思っております。トップの方が脱ダム宣言には落胆をしたとおっしゃられましたが、それはもう過ぎたこととして、今後のことを考えたいというご意見だったと私も思っておりますので、むしろご存知のとおり、清川の公聴会の資料というのは、基本的な方針だけ申しております。具体的なことをまだあんまり申しておりませんので、そこについてのいろいろご注文が、こういう形で付いておると私は理解しております。そういうわけで率直に申しまして、検討委員会の清川に対する考え方というのは少なくとも公聴会のレベルでは皆さんにご理解を頂いてると、7名ですからどういうふうにとっていいかわかりませんが、そういう感想を私自身は持っております。どうぞ。

#### 松島（信）委員

公述された6人の方はいずれも清川の下流域に現在住んでいるが、以前は屋敷、ダム計画地の屋敷とか、それより上流の集落に住んでいた人たちだということをおっしゃられていて、その中で今まで私たちが認識していた安全対策の中で地すべり対策といったような、その治山対策が抜けていたんですね。説明受けた中では、ですから、やはりあの地域の地形、地質の特徴的な問題であることは本質的に間違いないので、そういう方面も今後河川改修だけでなく、力を入れて欲しいなと思いました。

#### 宮地委員長

まったくその辺は初めてああそうかと思ったわけでございますが。いかがでございますでしょうか。私、そういう意味でちょっと今後のこの清川のことについて提案申し上げたいんですが、今の状況でございますので、検討委員会としては前回に公聴会にこういう考え方でいくといった考え方、あれをそう変更することはないんじゃないかと思っておりますが、どんなもんでございましょう。まだなおかつそれについての議論を続けた方がよろしゅうございますでしょうか。今の地すべりの話というのはやっぱあるわけですが、これは私ども今更それを調べるといわけにはいきません。むしろ私は今後の話を進めていく上のこういう点を特に留意すると、そういうふうな点になるんじゃないかと思っておりますんですが、いかがでございますでしょうか。率直にどうもここで答申をまとめるという方向に清川の場合考えてはいかがかということをご提案したいんですが、どんなもんでございましょう。ちょっと今日の委員10人お出でになりますので、何とかご了解頂け

れば、そういう方向で考えてみたいと、よろしゅうございますか。はい、ありがとうございました。それでは、起草の委員ですが、前と同じように委員長別にしまして、ワーキンググループの方から。小グループのメンバーでございますが、大熊さん、高橋さん、竹内さん、風間さん、松島（信）さん、これですべてのワーキンググループ揃ってますか、入ってますか、よろしゅうございますか。大熊さん、高水ですね、高橋さんは利水、竹内委員は財政ですね、それから、風間さんは森林ですね、それから、松島（信）さん地質、ワーキンググループの方からまた改めてご推薦を頂いてもよろしいんですが、もしよければ、この小グループのメンバーであたるということではいかがで、どうぞ。

#### 宮澤委員

1番よく現地を分かっておいでになれる方々でありますし、経過も1番踏まえてる方々でございますので、その方々が報告書の素案を作って頂くということはよろしいんじゃないかと思いますが。

#### 宮地委員長

ですから、大熊さんと高橋さんは今日お出でになりませんが、後程ご了解を得るということで、そういう方向で考えてみたいと思います。具体的にどの程度の時間でどういふものができあがるかちょっとまだ分かりかねておりますが、どうも次回は21日ですから、それにはとても無理だろうと思っておりますが、何とかして起草委員の間で相談をしまして、素案の作り始めの作業に入りたいと思います。よろしゅうございますか。はい、それでは、そういうふうに諮らせて頂きます。どうもありがとうございました。そうするとちょうど12時2,3分ですが、これで1時まで休憩ということにして頂きましょうか。そうすると午後は午後1時から再開すれば、だいたいぎりぎりですが議論は続けられると思っております。ではそういうふうによろしくお願い申し上げます。

( 昼食休憩 12:00 ~ 13:00 )

#### 田中治水・利水検討室長

それでは、1時になりましたので午後の部をお願いしたいと思います。

#### 宮地委員長

はい、それでは定刻になりましたので、午後の審議に入りたいと思います。午後の議題は郷土沢川の問題について審議をお願いしたいと思っております。郷土沢川につきましては、前回より多くの意見が出されました。実は皆様方のところへ未定項ですが、前回の委員会の議事要旨が既に届いておりまして、お見通しを頂いたと思っておりますが、そこでちょっと私申し上げたんですが、当面ダムなしの方向で検討してみようではないかと、こういう話になったと思っております。要するに治水に関しましては、私ちょっと思い出しますが、例のダムなし案の応急工事、あれがダムありの方の緊急を要する、早急にという部分をカバーしてございまして、それが約8億円かかる。だから応急工事で治水に関してはきりがつくだらう。一方、利水の方はダムを造っても造らなくても、県と村との負担をひっくりめると、どの場合でも11億円くらいで変わりがなかった。一方、ダムを造ると先程治水の8億円の他に25億円ほど県の負担が増えるとそんなことだったと思っております。そういう意味もあってダムなしの方向でものを考えましょうかと、そういうことになりました。それから、そこで実は高橋委員が結局、郷土沢の1番ポイントは利水の問題だけでも、黒沢の時の話の参考になって、いろいろなことを具体的におっしゃって頂いたと思っ

ております。それで、結論としてはダムなし案でいろいろ条件を付けることを考えたかどうか。しかもその条件をつけっぱなしでなくって、それが担保されるような体制も考慮に入れてやって欲しい。そういう方向だったと私は思っておりますが、そういうようなことをちょっと思い出して頂くために申し上げたんですが、改めて皆様方のご意見をひとつ伺いたいと思っております。どうぞ、ご自由にご発言を頂きたいと思うんですが。議論を進める上でちょっと私、高橋委員のいろんなご提言を、これ黒沢ということなしに、一般的に利水の問題に絡んで、黒沢も郷土もそれから、角間も多分共通だと思うんですが、そういうことを申し上げて、例えば私はこんな6つくらいあったと思っております。ひとつは水利権の問題について、水利権の柔軟な運用をして欲しい。それを考えて欲しいということだったと思って、言葉で申しますとそんなことがあったと思います。それから、利水に関して県が補助をする。その補助金の制度というものをなるべくはっきりさせておく方がいいではないか。こんな話が2番目にあったと思います。これ実は議事要録を見ながら申し上げておるんですが。それから、地下水、水源地の確保には不確定要素が多いので、地下水の出るか出ないかということをお県が責任を持って一定期間をかけて調査して欲しい。それには1, 2年はかかるだろうとことも承知の上で、そういうことを調査して欲しい。こういうことを言っておられたと思います。そのために今度は既得の水利権者の間のいろんな調整をお県が中に入って積極的に調整して欲しい。それから、節水対策と地下水の保全涵養、こういうものに県が義務付けてもいいけども、村の責任でもある。その辺のことをしっかりやるように言ってくれというお話があったと思います。それから、実態の把握ができていないから、その辺の実態を調べろということだったと思います。そういうようなことを全体として含めて、これからそれをそういうその実行を担保するような体制を地域の中に作って検証して欲しい、今後も検証して欲しい、だいたいそんなことがポイントとして挙げられていたように思っております。もっと細かいこといろいろあるかもしれませんが、そんなことがあったかと思っております。どうぞ、私が喋ると喋りすぎになりますので、皆様方から、もう1度前回の議論を思い起こして議論を進める方向にもって頂きたいと思っておりますが、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

#### 松島（信）委員

現在、豊丘村では天竜川に面する堤防内のかつての洪水氾濫源、ここが広い水田地帯になっておるんですが、そこへ数本の井戸を掘って、ポンプアップして村中へ配水してると、こういう仕組みなんです。実は今度のダム計画と同じ頃、南信食肉センターという施設を豊丘村北部の河野地区の水田地帯へもって来ることが相当真剣に討議されてきた経過がありました。それは私、詳しいことは知らないんですけども、飯田と諏訪と松本にある食肉センターが老朽化しているということからそれを一括して交通の便の良いあの地域へ新しい施設を造ったらどうかと、で、村もその関係する地権者も賛成だったように受け取ったんですけども、その中でなぜそこへ食肉センターをもってくるかってことの1番大きな理由は水が豊富で水が得られる見通しが大変有力であるということがそこへ設置するための第一条件だったと聞いています。つまり、食肉センターというのは大量の水を使う。交通の便に加えて水というのが1番決定的な誘致条件の目玉だったということをお地元の人が言っていました。そういうことがあるから前の検討委員会の時に私が言いましたように、いずれにしても水の調査をきちんとまだやってないんです。あるってことは漠然と分かってるんですけども、ただ、赤梨に対する施肥量は、その他の果実に比べれば、最大に大きいわけですね。梨畑は水田地帯に団地のように形成されています。そうしますとそこに近接した井戸からの硝酸性窒素の汚染度は高いわけですね。それから、梨に次いで桃、りんごと続くわけですけども、村では最近、畑に対してアスハラを奨励しているわけで

す。それは野菜の中では、非常に硝酸性窒素の原因である肥料を多く与える。それから、あの辺で1番有名なのが市田柿の生産なんですけれども、その市田柿の生産は、本場である高森町よりはるかに多くてあの地域では最大の生産量を持っている。また、柿は梨に次いで窒素肥料を多く与えるという基準になっています。ですから、そういうのから浸透してきた地下水が当然1番下段の水田地帯まで扇状地の地形をしていますから、そういうところを通して流れ下ってくるという実態を踏まえて地下水の汚染度を調べる。概観しますと強く汚染されるところと、逆に汚染が少ない場所とバラバラなんです。バラバラだっということの原因がきちんと把握されてないわけですね。ですから、そういうことをまずきちんと調査することから、是非、始めて欲しいなあと思うわけであります。

宮地委員長

水はだいたいあるけども、その汚れ方がいろいろ違うと。そのことはよく調べるおっしゃってるんですね。

松島(信)委員

だから、それは村ではとてもやりきれないと思いますから、是非、これは県主体でやるべきだと思っています。それが周辺町村だって同じように、硝酸性窒素による汚染は、これは全国的くらいに今どんどん進行していて大きな環境問題になってるわけですから、その辺のひとつの大きな試金石になると思います。

宮地委員長

今、松島(信)委員がおっしゃったのは水が出るか出んかということの他に、その汚染度を含めて考えると、そういうことですね。いかがでしょうか。私、まだちょっと決めかねておるんですが、ダムなしでBとCとございましたね。その辺のことは、どう考えたらいいのか。いろいろ条件を付ければ、理想的、水利権の問題で1番難しい問題があるんですが、そういうことを働きかけて条件をつけるとすればやっぱり、何か虻川から水を取る水利権のことについて苦勞をしてもらうのが1番安上がりと言っては申し訳ございませんが、費用的にも安い。それで利用の仕方としても割に望ましいような感じを私はもったんでございますけれども、その辺BとCの区別っていうのを松島(信)委員はCでいけとおっしゃったんですね、はじめ。その辺のところはどう考えていったらよろしゅうございませうですか。すべてのものが条件、こういうことはクリアーされればということが全部ついていてございませうけれども。松島(信)委員がこの間Cでいいじゃないかといったのお話をちょっと思い出しますが、本当にやってみたらそんなにたくさん掘らなくていいよという話があったような気がするんですが、そうだったんですか。変な言い方をして申し訳ございません。

松島(信)委員

Bというのは虻川から新たに取水するということがまず前提にあって、その水利権の調整はほぼ地元ではちゃんとできている。その当事者間と村との間の調整ですね。申請も県に現在どうなっているかということ詳しくは分かりませんが、県との間で話し合いが行われているというようになっていたと思います。ですから、それは南部水源の話ですよ。今、ダムで問題になったのは北部水源の話。従って、南部水源は新たに虻川の河川水を取り入れるから現在の地下水も余ってくるわけですね。南部の方では余ってくる。だから余った分は北部の方へ回してもいいんじゃないかというのが、B案の方です。そういうことをやるということは、別に反対するとか、そういうわけじゃないんですけれども、

基本的な立場からすれば、北部水源の方へ井戸を新たに開発した方が将来のためには安定してよい水を取水できる。そういう方向で新しい井戸の開発ということでC案の方が少しは金が余分にかかるかも知らんけれども、水の問題をちゃんと調査してやっていけば今後のために役立つんだから、そっちの方がいいでしょうというのが私の意見だっと思います。

宮地委員長

そうですか。将来的に安定してるということですか。いかがでしょうか。どうなんでしょう、何か。はい、どうぞ。

石坂委員

さっき、委員長も委任されました前回の委員会での議事録の中での、読ませて頂いたんですけど、高橋委員のご発言に係わることで、一緒に頂きました淀川水系流域委員会のこの資料を拝見しますと、その中に例えば、黒沢でも今後の課題を具体的にどう対応してかかっていう、むしろ報告出したあとの今後のいきさつの中で住民や関係者、それから市町村含めてどう関わるかかっていう、関わるかかっていうことがむしろ問題だっていわれてる中で、資料の4の13から4の14ページのところに、結論から言いますと水需要管理協議会というものを今後現実の対応として水需要予測、それから調整が必要な、柔軟な運用が必要な今ずっと出てます水利権の問題、それを水道事業者、それから河川管理者、それから水利権を持っている農業者とか、そういう各間の調整をしながら専門家や住民の参加で全体として水をうまくコントロールしながら利用をしてくと、そこに可能な限り柔軟な適用で法律も活かしたりやってくっていう、そういう組織という感じの位置づけがされているんですけど。

宮地委員長

すいません。何ページ

石坂委員

4の13から14ページです。4の4の利水計画のあり方っていうのがありますね。この利水計画のあり方の最初の10行くらいの考え方に基づいて、この考え方、大事な考え方じゃないかなということで参考にしたらどうかなと、私が思ったということなんですけど、これまでの利水計画では将来の伸びを想定して積み上げられた需要量を満たすための水資源開発を基本としてきた。しかし、河川水は有限であり、河川の自然環境や生態系を重視するなどの理由により、新たな利水の理念を従来の水需要予測の拡大に応じて、水資源開発を行う水供給管理から水需要が一定の枠内でバランスされるように水需要を管理抑制する水需要管理へと転換することを提案した。という上に立って、水需要管理は精度の高い水需要予測、つまり、これ今言われております調査を含みますよね。節水、再利用、雨水利用、用途変更などにより水需要を抑制して環境流量を確保しようとするもので、適切な水需要管理を実行するには、水需要管理協議会を設置して、順応的な水需要管理を行う必要があるという考え方に基づいて、いくつか、1, 2, 3, 4、いろいろありまして、その裏のページ、4の14のところの(5)に水需要管理協議会を設置してそれらのことにあたっていこう、調査していこうっていう、そういう位置付けの水需要管理協議会の設置が触れられているんですけど、4の14ページの(5)ですけど、水需要に関しては河川管理者及び利水関係者の間に共通の問題意識を形成する場としての流域水利用協議会、渇水時の斡旋、または調停を行う渇水調整協議会等が必要に応じて設置されると定められて

おり、現在でも河川管理者はある程度の調整機能を持つが、より強い指導、調整力を持つ水需要管理協議会の設置が必要である。水需要管理協議会は関係省庁、淀川は国直轄だと思しますので、関係省庁、自治体、水道事業者、農業、水利団体等の水利に係わる全ての関係者と学識経験者、住民団体、地域組織などが参加して、水需要管理についての協議、調整を行うもので、河川管理者が主催、運営して公開のものとするという考え方で、こういう名前のこういうものをおくかは別としまして、やっぱり、河川管理者とそれから、水道事業者である市町村とそれから、水利権をもっている農業者はじめ水利権者とそれから、お水のお世話になる住民、そこに専門家などが加わって、高橋委員が前回の委員会で発言されてますような、水利権の調整や柔軟な運用、あるいは、いろいろこれからの実行を見届けたり、チェックしてく担保する会を地域に作って検証することが必要ということも言っておられますけど、県が責任もって間に入って調整もせよ、調査もせよと、それから、節水とか保全、涵養なんかへの意識についてももっと共通の認識も啓蒙したり、持ってたらどうだろうとかいろいろご発言されてるんですけど、こういう考え方っていうのが、この淀川流域委員会の今ちょっと読み上げました水需要管理協議会の設置というようなところに、同じような考え方で今大事な問題として提起されてるんじゃないかなと私は資料を拝見して思ったんです。そういう形のものをつくるかどうか別として、しかし、考え方としてはやっぱりそういう形で現実をいかに活かすのかっていうことで、必要な調整と運用、柔軟な対応とかいろんな言い方あると思いますけど、やっていくかっていうことでどう今解決しなければならぬ課題に向かっているのかっていう、そういう統一した何かの場所でお互いの利害関係の違いを出しながら、しかし、必要な調整もし、柔軟な対応もすると、そういうことがないと解決できない問題じゃないかなということ、この考え方大いに活かすべきじゃないかと私は思いました。

#### 宮地委員長

そうですね、ここで言ってることをひとつ具体的に、形があるよとおっしゃったと思いますが、他にいかがでございましょう。水利権の問題は確かにある。それから、もうひとつ松島（信）委員がおっしゃったように要するに、水源調査と申しましょうか、そのところの調査はしっかりやってほしい。具体的な問題として、非常に明確な問題がある。これは竹内部長、そうですね。それはどうでしょうね。先程、BとCということの区別にあんまりこだわる必要はないんでしょうか、我々は、どうでしょう。はい、どうぞ。

#### 竹内委員

Bの場合には水利権の問題がございまして、Cの場合は水源の問題ということで、それで判断がなかなかできなかったということにして、そういう意味では1番、何というんですか、理想的というのは虻川から430m<sup>3</sup>/日を北部へ回すということは希釈という面では妥当なんだろうけども、水利権者の関係で判断できない。ですから、総合的に区別をしてどっちがいいということではなくて、検討されるのであれば、前から申し上げてるとおり、例えば1年なりかけて、水利権者、あるいは井戸水の調査、そういうものを含めてやられるということ、きちりと県が責任持って、村と協議してやるということであれば、それは区別する必要はないんじゃないか。ただし、この前申し上げましたようにBとCだけではなくて、もうひとつこれは検討できなかった課題として、郷土の水をダム以外の方法で飲みたいというのがありますんで、それも含めてしっかり検証してもらうということではないかなと思います。

#### 宮地委員長

郷土の水を飲みたいということがちょっと具体的に、どう盛り込んだらいいのか、私ちょっと分かりかねてるんですが。堀越の水源の問題で郷土の水はもうあんまり取るわけにいかんだろう、ダムなら別だけど、というような話もあったように思うんですが。

竹内委員

方法があるんじゃないでしょうかというところの方法論がちょっと詰め切れなかったというのがありまして。

宮地委員長

そうですか。はい。

松島（信）委員

それについてなんですが、これは方法論には言ってみれば、2つあったと思います。つまり、堰で直接水を引いてくるってことは堀越大井の問題で、これはどうしてもそのまま解決はできないんですね。それで部会の方の前段の方で私は別の意見を出していますが、それは県の砂防課の方の意見で立ち消えになってます。つまり、暫定豊水水利権の問題に係わることなんですけども、工事としてはできる可能性はあっても、そっちの方でまずいよということ言われたと理解してるんですけど。しかし、それは別の解決方法もあるんじゃないかなというふうに思うんですけど、その内容は、堀越大井を取水する場所の直上にごく最近建設された立派な砂防堰堤があるんです。これは郷土沢ダムなどと同時進行していたようなダムで、それと先程言いましたように虻川にも今、工事中のダムがある。つまり豊丘村には3つのダム計画があったわけです。その芦部川上流の青木ダムとありますが、それを改良すれば、そこの水を堀越大井へ湧水期だけ、つまり約8月の中旬から9月の中旬1ヶ月くらいそこへ足してやれば、水そのものは郷土沢から取らなくても、解決できると思うんです。でも、それはできないということになっちゃって立ち消えになりました。だから。

宮地委員長

できないというのは目的が砂防であるからですか。

松島（信）委員

そうです。

宮地委員長

そうですか。

松島（信）委員

だから順序がちょっとおかしいんですけど、最初っからひとつの流域に2つのダムを造るっていうんだったら、もうちょっとちゃんと考えてやって欲しかったなあとは思うんですけども、やっちゃったことですから、まあ、しょうがないですね。次は部会の後半で、これは私が言うよりも松岡さんが出した意見ですから、松岡さんに言ってもらえばいいでしょうけども、もうひとつの別の方法でも堀越へ水を送れるんじゃないかということが出ましたですね。だから松岡さんに聞いてみれば、分かると思うんですけど。

宮地委員長

そうですか、はい、どうぞ。

松岡委員

もう一番終わりの方になりまして、私が最初に提案したというよりは、何とか飲めないかという話の中で、昼間は田んぼに水かけてないとすれば、夜の間だけでも上げられないかとかいろんなものが出てきたわけです。そういう中で、所長さんの話の中からちらっとそういう田んぼに水をかけていない時に上げといてなんとかならないかなみたいな話が議論の中に出てきたわけです。そうするといずれにせよ、表流水なんてもう量決まっていますから、渇水期は取り合いにならざるを得ない。飲める水はきれいな水を飲んで下の方にたくさんある飲めない水を上の方の使うところに持っていけないかと単純に言えばそういうことなんです。というのは私自身が住んでるところの近くの村にはそれは補助金も制度的には、畑灌でしかできないことだとは思いますが、田んぼの水できるかどうか知らないんです。まだ、農政の方は詳しくないので、畑灌だとかこうした川の水を山の上の高いところへ上げておいて、それを畑地灌漑に使うということをやっている。

宮地委員長

「はたかん」というのなんですか。

松岡委員

畑地灌漑。梨とかりんごとか、そういうところへ水をくれるという、そういう発想で多分農水省の方の補助金がついてできる事業だとは思いますが、そういうものが近所の村にあるわけです。千曲川から汲み上げて、それを畑灌に使っているというようなところがあります。それはそこだけではないと思うんですが。なんか、そういうので、できるだけ村民の負担が少なく飲めない水は山ほどあるので、飲める水は未来永劫、例えば、郷土沢だったらその上に窒素肥料が山ほど浸透してくるような場所ではありませんので、ずっと安心して飲める。産業廃棄物の処分場も上流にはない。そういうものを飲んでちょっと危ない水は、ポンプで上げておいて、配れるかなと。ただ、全部自分のお金で作ると、7億とかそういう金になっちゃうので、それは補助制度とかいろんなものを考えたり、土木の方だけではない知恵も持ってこなければ、駄目かなと。それでなおかつ堀越の人たちに本当に自分たちの農業用水保障してくれるんでしょうねというところのあたり、できるかどうかと。そういう意味では水利権がらみですので他のB案とか、そういうものと本質的には変わらない部分がある。ただ安心して飲める水だということ、それから新たな水利権をつけてもらえるのであれば、新たな水利権つけてもらえば、村の人たちには孫に渡せる財産になると、そういうニュアンスだったんです。なぜダム造って欲しかったかっていうと水飲みたかったからだ。そうすると、ダムではないけど郷土沢の水は何とか飲ませてあげられますねという話になると、虻川の方と南部の人たちと北部の人たちとやりあわなくても済むかなと思うけど、堀越大井の人たちは俺たちが犠牲かよってという話になってしまうと、本質的に変わらない部分があるというのはそういうことですね。

宮地委員長

そうですか。堀越の人たちはそれはあんまり好きじゃないですね。

松岡委員

あんまり好きじゃないなんてレベルではないと思いますけど。

宮地委員長  
絶対駄目。

松岡委員

絶対駄目というか、どうでしょうか。私自身は湧いて出てきた水よりは、温水ため池にあった水の方が田んぼにはいいかなあとは思いますが、その辺その議題で細かく堀越の人たちと話しあったわけではないですし、どれだけの水をあげなきゃなんないかわかりませんし。

宮地委員長  
はい、どうぞ。

石坂委員

いつもそういういろんなお話が出たところで堂々巡りになってくんですけれど、だから現実を柔軟に活かすという点から言うと、先程、松島（信）委員が言われたことの中にもいろんなヒントは出てくるわけです。今の堀越大井のことひとつ取っても、その上に最近砂防ダムができたのであれば、砂防ダムから水利権というものを想定した安定した取水というのは勿論、目的が砂防ダムですので、できませんけれど、この前の利水ワーキングの資料でもお示ししていますように砂防ダムから絶対水を取ってはいけない、利用してはいけないということとは、それは違うわけです。だから暫定豊水水利権のことと同じ考え方になりますが、県の許可を得て、砂防ダムの機能を損ねない範囲で暫定的というその暫定をどこまで見込むかは別として、堀越大井の農業の水利権者に被害を与えない範囲で、条件はいろいろつきますが、結論から言いますと、その砂防ダムからの取水、利水のための水利用といった方が良いかもしれませんが、それは可能であるわけなんです。だからそれを調整と話し合い、それから、現実にはいろいろ制限もありますし、今いろいろ前提をつけたように、あくまで砂防ダムの機能を損なわない範囲でとか、農業用水のその水利権者に被害を与えない範囲でとか、全てそれをクリアーしてかなくちゃいけないんですけど、全く絶対利用は100%できないという意味ではないので、そこのところは現実の水量の問題、先程、お話しがありますいろんな調査を総合的に組み合わせた上で、運用ができるのかどうか、そういう可能性を探るっていうことは、私はまったく最初から否定するっていうのはおかしいんじゃないかと、黒沢についても今後の検討の中でそれは当然、基本的に今の黒沢の水を利用しながら、足りない場合に、井戸を掘るとかなっていくと思うんですけど、利用する時に今まで現実に対応してきた砂防堰堤からの利水というのも選択肢のひとつっていうか組み合わせの中には黒沢の場合も入っていますよね。だから、そういういろんな角度からの検討をしていく場合に可能なものを最初から否定するということは逆にあまりベターじゃないんじゃないかと、私、思いますけど。

宮地委員長  
そうですか。確か黒沢は砂防ダムから取ったわけですか、あれ。怒られるのかもかもしれませんが。

石坂委員  
全国的にはかなりありますからね、砂防から取っているところ。

宮地委員長

松岡委員、どうぞ。

松岡委員

基本的にそれに反対だということではないんですが、その堀越の人たちは多分、郷土沢の水は相当湧水になっても普通の流量は芦部の方が多いんですけれども、湧水になってきた時にはやっぱり、郷土沢の水はあてになるというのは、もうここ30年、50年の話ではなくて、何というんでしょうか、伝えられてきているわけです。そういう中で言うと、湧水の時には結局は表流水というのは、取り合いになりますので、飲み水の方はどう考えても死んでもいいということになりませんから、多分優先されるだろうというのは普通に考えればイメージ湧くわけです。そうすると今まで何もしなくてもという言い方はおかしいですけれども、ずっと先祖代々郷土沢の水を当てにしていれば、できる農業の範囲内で多分米をつくってこられたんだと思うんですけれども、絶対大丈夫だというのがあはずなんです。芦部の方はあてにしていなくていいという極端ですけども、そういうものがありますので、そのあたりも考えておかないと最初話したころは大丈夫だったが危なくなった時にえらい目にあっちゃったというのをどう担保するかという、その辺も考えておかないと、ただ、今ある水を柔軟ということで農業がだんだん減反もひどくなってきたし、今回も関税率かなんかで、ますます田んぼ痛めつけられそうだという流れの中にあつたとしても、環境に対しても食料に対しても日本は本当にそんなことでいいのだろうかということまで考えると、そのあたりのことも考えて議論進めていく場合には言って頂きたい。以上です。

宮地委員長

前の時に松島（信）委員がそういう湧水期の時は小渋ダムから水引けばなってるということおっしゃいましたね。それとの関係はどうなります、今の話は。

松島（信）委員

それは、堀越の集落よりももっと下流なんです。だからポンプアップしない限りは駄目です。

宮地委員長

そうですか。どうぞ。

石坂委員

今、松岡委員が言われたようなことの心配のためにもっていうか、そういうふうになれば、そういう心配なくなるという意味じゃないんですけど、そういう時にやっぱり、お互いの立場も尊重しながらの調整や話し合い、融通のし合いといいますか、全体的にそれはもっと広い意味で南部だ北部だというのを越えた考え方も必要になるかもしれませんけど、最悪の場合には、その時の考え方としてさっきちょっと引用させて頂きました水需要管理協議会的なそういう組織があれば、それぞれの立場の意見をそこで尊重しあつての話し合いと解決の道っていうのを探っていくことができるんじゃないかと私は思いますけど。

宮地委員長

石坂委員の要するに、ご意見は水利権と絡んでの調整の範囲の中へそういう考え方もありうるということを頭に置いてということですね。B、Cの場合にはちょっともっとはっきりした意味のことがあるんですが、その辺、竹内委員、どうですか、そこら辺。

竹内委員

ですから、いずれにしても具体的なことが村にも提示されて、Bの場合はこうなります、こういう方向があるでしょうというのは水利権の問題ですから黒沢にすれば県が主体になってやりなさいって書いてありますけど、そういう方向で例えば、それは可能なのかどうかということがはっきりしなければ、これ駄目ですし、Cの場合にはいろいろな調査をしてやった結果はこうですよということがはっきりしないと村とも協議できないわけです。だからその中で最終的にはいろんな方法、さっき挙げたことも含めて、当然固定しないでやることはいいと思うんです。ただ、それを最終的にどういう場面で納得頂いて、お互いがこれでいいよということになるのかどうかということ、やはり村とだけの協議ということだけでもないだろうと。ですから、前回の話の中で出ました流域治水・利水対策協議会とか、監視的意味を含めてという、そういうものの中にやはりしっかりと水利権の問題も含めて位置づけていくことは、いいんじゃないかと思います。ですから当然、そういう話し合いは必要になるんだろうと思います。これは前提が両論併記で出てきた話ですから、それでもなお且つ、いや駄目だという話が出て、どうしても郷土沢の水はダムしかないよという意見が出たとすれば、またそれはそれで方向というのはきちっとどっか出さなきゃいけないわけですから、方向としてダムによらない案を県が検討して村と協議して良い場合には、納得できれば、ダムなしでいいということで私はいいと思うんですけど、ただ、その場合には村長さん言ってるようにそれこそ住民投票で決するしかないのかなというのが、率直に両論併記の場合は私はそうだと思います。今はとにかく可能性として、水がそこにあるといっても、豊富だったとしても汚染されてるかどうか分からないという、どこに調査すれば汚染されない可能性の水があるかってことが正確な調査は先程のお話しのようにされてないわけですから。

宮地委員長

ここの議論、確かに決まらないことがたくさんあるんですが、つまり委員会としてですね。こうこうこういうことは是非、やって調査しろとか協議をしろとか、そういうことをやっていくんだったら、委員会としてはこういう方向でいくのが望ましいと考えとる。そういうものの書き方は私はあると思ってるんですが、その中に、協議の中に今の松岡委員の言われたこともあるかもしれないし、BもあるしCもあるかもしれん。しかし方向として、そういうことをやって、駄目だったらやっぱりダムでもいいよという書き方はちょっとできないような感じは私はしてあるんですが、どんなものでしょうか。確かに竹内委員が現地の方といろいろご相談になって話してるんですから、最終的にこういうことを調べてみて、県と町とが十分協議をした上で、同意ができたならこの方向は望ましい。そこを委員会の考え方として出して、ただし、それ自体が駄目でもやっぱり、ダムでやらなきゃいけないよとまでは言わないというようになるかもしれないかもしれませんが、その辺はちょっと表現の問題になるかもしれないと私は思うんですが、その辺どうですか。どういうふうに。はい、どうぞ。

竹内委員

私、前申し上げたように何と申すんですか、この検討委員会でどこまで責任持てるかという問題があると思うんです。それが例えば、ここで答申を出した結果がそのまんまずっと何も解決されずに、放置されてしまったということは避けたい。従って、それにはどうしたらいいかということで、いくつかの項目について条件を付ける。例えば、それが放置された時はどうするかってことも、それは考えなきゃいけない。先程の流域対策協議会

はそれはそれで県の方で出してきたわけですが、それには監視機能を設けるとい  
うのもそうなんですけども、それと同時に例えば、どうしても納得頂けない場合につい  
ては、この前松島（貞）さん言われたように、ひとつくらいダムあってもいいんじゃないの  
という話もされたんですが、それはともかくとしてもやっぱり、何と言うんですか、方向  
として、もしそれしか方法がないとすれば、検討の結果、そういうことだって私はありう  
ると思うんですよ。それだったら最終的にそれは飲み水は、事業者はとにかく豊丘村で  
すから、豊丘村の判断というのは尊重されるべきだと思いますし、その時に本当にダムで  
いいのということは村長さん言ってるのは、例えばダム以外の方法でいいのということは最  
最終的にいろいろやったけども、決するんであれば住民投票という言い方をされた。私は  
そう捉えてるんです。ですから、入れるんであれば、例えば、最終的に最後は結果でな  
いなら住民投票で決するという村の意向を尊重することとか、そういうことで私いいと思  
いますよ。その方が反って。

#### 宮地委員長

住民投票というのはダイレクトに書くか、あるいは流域協議会という、納得できない場  
合にその流域協議会というものの判断をやっぱり、一辺もらわなきゃいけないだろうと  
私は思うんです。それを聞いた上でなおかつ住民投票にするかどうかというのは、その自  
治体のひとつの判断ではないかと私は思うんです。だから、1つ前に何と言うか評価とか  
フォローアップの体制としての流域協議会のところは是非、書かなきゃいかん。そこで納  
得できるかできないか、納得し得なかった場合にはいろいろな手もあるという話になるん  
じゃないかという感じがしてるんですが。いかがでございましょう。はい、どうぞ。松島  
（貞）委員。

#### 松島（貞）委員

ダムなしの方向ということでございますので、もう基本的にはCを中心にBの可能性も  
探るといことでまとめる以外にないと思っておりますが、そういう方向でいいと思いま  
す。ただ、これ角間もそうなんですけども、水源調査という話で今、松島（信）委員の方  
から話でましたけれども、本来、水道事業者は市町村でという話がよく出るんですが、  
県の責任がどこまであるのかというのは難しいもの、例えば、もともと飲料水の水源調査  
というのは水道事業者そのものがやるべきことでやってきておるのが実態でございま  
すので、県営のダムが計画しとったのができなくなったから、県の責任で水源調査まで  
全部県がやるのかどうかというのは少し明確にしとく必要があろうと思っております。  
だからそれは補助全部やるのか、ダムが中止になった地元市町村に県が少しの支援を  
するののかという考え方を考えて、ちょっとはっきりさせておかなければならないとい  
うことだと思っております。と申しますのは、こういう経済情勢、財政状況なんで、多  
分、8つ計画したダムは、当初の計画どおりできるという、それはダム計画あっても  
できなかつたかもしれない、20年後30年後になる可能性というのは否定できな  
いと思っておりますので、その間の水というのは当然、事業者も考えなければなら  
ないことであつたと思っておりますから、その水源調査を支援の話と、あとは県が  
先程から言っている、財政的に、これは黒沢もそうですが、角間でも出てお  
ります、駒沢も出ておりますが、具体的にこのくらい県の治水対策推進本部でも  
検討されてはおりますが、どこまで県の支援をすべきだつていう答申をまとめて  
くれればそれでよろしいのではないかとと思っております。私としては水源調査につ  
いても全部県がということじゃなくて、少しは水道事業者の責任分野もあつて  
いいのではないかとと思っております。

#### 宮地委員長

はい、やっぱり、そういう自治体の実務をご存知の方のご意見はそうだと思いますが、今、松島（貞）委員がおっしゃったのは、要するに水源調査という特別なものだけじゃなくて、やっぱり、利水事業に対する県の支援という中にそれも含めてどこまでできるか、そういうふう全体として考えるということによるしゅうございますですか。そういうことを私はおっしゃったように思うんですが、どうでしょうか。どうぞ、風間委員。

#### 風間委員

今の松島（貞）委員のご意見に賛成でございますが、これは本当に角間も同じことになるわけでございまして、今後部会の方針を決定するに当たって、どこまで論議を進めるかまだちょっと分かりませんが、いずれにしても県が責任をもって水源調査、電気探査等々、これはやらなきゃいけないと思うんです。これが無い限りには代替案としての要綱が成り立たないと思いますので、あるかないかというのは、それで水質がどうなってるのかということもある程度見積もれるということでございますので、それが保障されない、担保されない限りは代替案としてはなかなか成り立ちにくいというのが、正直あると思います。ですから、それをきっちり県の方が担当して頂いて、最低限水源調査は受け持って頂く。それから、同時に利水の対策についての負担分、市町村の負担分というものをどこまで県が割愛して負担できるのか、あるいは、全部負担できるのか、その辺を議論してかないといけないんじゃないかと思うんです。これはもう郷土だけの話ではなくって、おそらく共通することだと思うんです。ですから、考え方として郷土なら郷土単独としてこここここの部分については県はやりましょうとやるのか、あるいは共通して郷土も角間も黒沢も全部この要綱については県が担当していくとするのか。その辺をまずはっきりさせた方がいいんじゃないかと思うんです。前々から議論なってると思うんですけど、石坂さんの方からも話があったかと思うんですけど、ダム案の場合だったら32億円ですか、県が負担する分としてあった。これは支出するはずのお金だったということですよ、そこをどう考えるかということになってこうかと思うんですけどね。

#### 宮地委員長

今の風間委員のおっしゃることはそれぞれの水源についてもう少し何というか協議というか分担というか、そこら辺をもう少し追求していく方がいいということですか、それくらいで駄目ですか。私はもう少し一般的な意味でこれからそれやるにしても時期、期間の問題もあるでしょう、お金の問題はやっぱり、どの程度かかるのか、分かるんですか。はい、どうぞ。

#### 風間委員

ですから、すぐには長野モデル創造枠でやるのか、あるいは投資的経費でやるのか、なかなか他の分野の予算案についてもすぐには回答してこない今の県の状況でございますから、今すぐにこの部分にいくらつけるということは、県の方もなかなか出しにくい事情はあるかと思えます。ですから、検討委員会とすれば、県に相応の負担を求めるといような要望の書き方で検討委員会としての意思を示す。そして、先程竹内委員の方からお話があったような今後流域それぞれの川ごとの流域協議会をもし立ち上げるとするならば、その協議会の中でその経過というものを、具体的な数値が示された段階で、検討して頂く。それを盛り込んだ上でその代案ができるのかできないのかというような話になっていくんじゃないかと思えますけど。

宮地委員長

今の風間委員の割と、どうぞ。

藤原委員

風間さんと同じ悩みっていうのは他の部会もあると思うんです。昨日も委員の中に入っている辰野の町長が地下水っていうことをいうならば、調査のための経費は県に負担するようにして欲しいということを迫られたわけですが、それは検討委員会では無理だろうということで、言ったんです。要するに、地下水に頼ると井戸を造ったりなんかする。それはやりますということになった時に、水があるかどうか分からないんだから、辰野の場合には3回ほど調査してますから、あるだろうと思う可能性は高いわけなんですけど、どこのところを掘ったら、どのくらい水が出てきて、それは水質の問題も大丈夫だということまでやるためには、やはり調査が必要なんだけれども、その調査の費用くらいは県に持ってもらわないと、とてもそれを何箇所調査するか分からないという話が出てきてるわけです。総務部長見解とか、利水ワーキンググループ見解ではダムを造るにあたっての上限部分は県は、それを上限とするということで負担をしてくれるという見解は出されているわけですが、ただし、利水は駄目ですよということでした。利水は駄目だけれども、ということになると、地下水があるかどうかということの調査は、これは県がやってくれないと、とても自治体では持てないということ言われてるわけです。ですから、多分角間もそうだし、郷土も黒沢もおんなじだと思うんですが、そのところを県ではっきり出してもらえば、少なくとも地下水というものに対してもう少し主張ができるんですけども、それに対する不安を言われるわけです。ですから、そのところなんか水道事業者としてやらなきゃいけないことはあるわけですけども、それはやると、ただし、そこに地下水源があるかどうかという調査は県がやってほしいということなんで、そこら辺のところをやってもらえるということになれば、郷土沢だって随分違うんじゃないですか。

宮地委員長

どうでしょう。今の藤原委員のお話しですが、県は別に利水に対してそんなに簡単にはやらないかもしれませんが、この委員会としては、利水に対してとにかく県が協力して欲しい。そういう姿勢を求める考え方は私は共通してある。もうすでにあると思うんですよ。その利水に対する支援という時に今、先程こちらの松島（貞）委員がおっしゃったのは水源調査を含めて利水に対する支援と、そういうふうに考えてもいいんじゃないかというご提案があった。風間委員のお考えもですね。県に対して具体的にどうこう言う前に県に相応の負担を求める。そういう言い方をおっしゃっておる。これはやっぱり、利水に対してのご支援を求めるという姿勢だと思うんです。その中で、特にその水源調査だけはこれは県が丸抱えだよということまで言えるかどうかというのが今の話だろうと思うんです。ですから、全体の中に含めまして、当然水源調査も利水に対する支援だと私は思いますが、そういう意味で考えてはいけませんでしょうか、藤原委員。

藤原委員

県が要するに、水源調査については責任を持ってくれるということが分かれば、部会でも地下水ということで済むんですけども、やはりそのところでもうひとつ踏み切れないわけなんですよね。

宮地委員長

確かにそうですね。私どもも踏み切っておるわけではないと私思います。ですから、む

しろ、そのところが心配だったらこれも含めて考えてくれということをお我々が強く要求する。これはひとつの話であって、我々の委員会でお今まで議論してきた数字とは外れてはいいないと私は思うんでございますけども。

#### 藤原委員

ですから、昨日の部会では、一応それは検討委員会では無理かもしれないから部会報告のところにお強く要望するという形で載せることにしましょうということで、一応は納得してくれたかどうか分かりませんが、その場は了解してもらえたわけですが、ただ、強く要望して、それで報告書だけは書いたけれども、実際にはそれは駄目だったという話になってくるとなかなか難しいんですよ。

#### 宮地委員長

そういうものに対する担保とか監視の体制。監視というところちょっと語弊がございますけれども、あと見届けるといふ体制ということは今おっしゃってある。ですから、それは部会は部会としてそれで今の段階ある程度進みますね。それを検討委員会で今度、受け止めた時にそこはやっぱり、強く言う必要がある。それでないと絵に描いたもちになるということはお五十嵐委員もおっしゃっておられましたし、これは皆さん共通した意見だろうと思っておりますが、どうぞ。

#### 石坂委員

郷土沢の最終的な治水・利水をどうするっていうのをまとめていくにあたりまして、今、ダムなし案で行こうということでおB、Cどちらにするか、織り交ぜたものにするのかというようなおところの中での議論だと思っておりますけど、最終的には駄目だったらダムというよりは、このB、Cを活かして案をまとめていく上で何をクリアしなければならぬかということをはっきりして、そのために必要な提案をまとめていけばよいのではないかと思いますので、そういう方向に議論をとりあえずもってって頂いたらというのがひとつなんですけど、その上で今、藤原委員から出されております問題との関係では利水ワーキングで私たちメンバーで話し合いました時にも、すでに提案させて頂いてますけど、ここまで多目的ダムの計画でいずれにしてもきたわけですので、今後もしダムなしの結論を実際に現実に実施してくことになった場合には、多目的ダム計画で来たということにおおいての県のお責任がやはりあるわけですので、県がダムを造ったであろう時に支出した金額を上限として出すということも前提に考えるべきであるというのが一方であります。このことと繰り返しになって恐縮ですが、しかし、本来水道事業は市町村が事業主体であり市町村が事業者としての責任があるということになりますと、それは今お話しされております調査の問題も含めて、仮に多目的ダムの計画がなかった場所であるならば、調査も含めてそれは市町村が独自に市町村の責任におおいてやらなければならぬはずなんです。この2つのおことは実は矛盾してるんですけど、この矛盾しているものをどこで折り合っていくのかっていうことにおおいては、利水ワーキングでもいろいろ議論をした結果の中で、そういう経過があるのでダムを造ったであろう時に支出したであろう金額を上限として県はそれを話し合いのテーブルに乗せてくわけだけれども、ダムによらない方法を取った時の初期設備の投資額に支援をすることが、一定の支援をすることが妥当であろうというところでおワーキングの議論は止まって、そこまでだったんですけど、その後の委員会や部会でお出されてる意見との関係では何に対して県のお支援を求めていくのかっていうことを、委員会としてはっきりさせていったらどうか。その場合の私の意見なんですけど、新たな利水のための設備を造っていく場合の初期投資額に一定の支援が必要っていうことは最初か

ら申し上げておるわけですので、これについては県の財政支援が必要な対象とするということ、今出ております調査についても、やはり県の財政支援が必要なものと考えていくのが妥当かと思いますが、その場合、全額か一定額かということについては、最終的に各流域や町村の実情と県と町村の協議で、つまり話し合いで最終的に決めて頂くしかないんじゃないか。これは私の意見なんですけど、またいろいろご意見出して頂ければと思いますけど、例えば、全額を見るということをごここで決めた場合、経過から見て、確かに県の責任っていうのはあるんですけど、それでは多目的ダムの計画がない他の圧倒的多くの市町村との公平性という問題とか、それから今の県の財政状況から見てどうかとか、別のまたいろんな問題が出てくると思うんです。だから、本来今までの経過からいって責任があるという点において一定の対象項目を決めて、これについては県が財政支援をするのが適当ではないかという提案までは私はするべきだとは思いますが、その全額かどうかについては、県と市町村との話し合いで是非協議の上、定めて欲しいということまでの提案であるべきじゃないかと、私はそういうように思います。

#### 宮地委員長

いかがでしょう。あまり議論がそんなに違っていると私は思わないんですけども、やっぱり、今、石坂委員が最後におっしゃいましたように郷土沢の場合で申し上げますと、ダムなしの案で考えたい。それについてどういう条件を付けるかということ具体的にはっきり1つ1つ挙げてみた方がいいのかもしれない。そういうことについて、全体的にどの程度の支援をつけてもらうように県に頼むか、言うか、そこの話じゃないかと思ってるんですが。どうぞ。

#### 松島（貞）委員

話を取ってすいません。水源調査、今日の角間の財政ワーキングの資料で1km600万円という資料が出ておまして、5kmやれば3,000万円地下水の調査をするにかかるといってございまして、現在、治水・利水対策推進本部で前回の報告の中で水道水源確保、砥川の問題も多分あると思うんで県の支援については明確にしなければいかんという報告があったんだけど、実際、多分他のところもそうだと思うんですけど、水源調査がまずネックになると思うんだけど、県の今の段階で水源調査をやる場合に県の方で全額なり一部、どのくらいかは分かりませんが、お金を出すということについては前向きなのか、前向きに考えるのかどうか、今の段階で幹事の方で分かりませんか、推進本部の方で。

#### 宮地委員長

お答え頂けますか。

#### 高橋幹事長

政策秘書室長高橋でございます。推進本部というと、県としてということによろしいでしょうか。今、石坂委員から話がありましたように、結局他の市町村とのバランスというようなものを1番考えなければならぬ。また市町村と県との関係、スキーム（scheme；枠組み）といいますか、もともとの責任範囲がありますんで、この委員会が、あるいはこの河川が、これが県庁にとって非常に特別な、例えば県政としては非常に大きいかもしれませんが、県として非常に大きなウェイトが必ずしもあるわけではございませんので、他とのバランスを完全に崩して、これだけに特別に県が大幅に支出をするということは基本的にはできないと今のところ判断しています。ただし、非常に特殊な状況がありますので、

河川ごとに違いますけれども、調査について、県が全く金を出さないとかいうことはありませんので、それについては前向きに検討したいと思います。ただ、この委員会で、これだけやれと言われたのを全部出せるかどうかというのは別問題でございます。それから、河川の状況が、それぞれもともとダムを計画したものもありますし、そうでないものもありますんで、全部一律というわけにはいきません。それから、本当にその調査がこの委員会を進めるにあたって、絶対に必要なものなのか。どうしてもこれがなきゃ駄目なのかというようなところについても、県として判断させて頂きたいと思います。ただし、いずれにせよ、前向きかどうかという話であれば、それについては前向きに考えるということでご理解を頂きたいと思います。

宮地委員長

はい、ありがとうございます。はい、どうぞ。

松岡委員

今のご答弁が前向きか前向きでないかというのは、そのご本人がどのあたりに立って、どこをみているかということで、きっと大分違うかとは思いますが、前々回あたり、石坂委員に申し上げたわけではないんですけど、なぜこういう生活貯水池というところへ飛びついたかという本質的なところ見て頂かないと、分からないといった村の財政とか、いろんなこともあったと思う。その松島（貞）委員の1番最初の頃の発言の例に出して言ったのはそこら辺なんですね。そういうことからすると、確かに他の流域とのバランスということからいえば、勿論うちの村なんかは違う理由でダムさえもできなくなっちゃった。すごくバランス悪いんです。バランス悪いということと、だんだん高齢化が進んできたり、財政的にも厳しくなってきたり、合併しなけりゃもう金やらないよという話の中で追い込まれてる中で、うちもやりたいけど、いくら話になると今できないところもあるわけです。そういうことがあるから、生活貯水池のようなどころへ飛びつかなかなくても、ちゃんと山があって、扇状地があって、水がありそうであれば調査をしてあげますよという話で結果的には県の支出もそんなに大きくななくて済むような方法をとりなさいというふうに言って脱ダム宣言をしているのであれば、貧乏と言えは言い過ぎですけども、財政的に非常に厳しいところは、今不公平だからやらないという方向でいくのか、そういうふうになってくることは確かだから面倒見てあげようという方向で行くのかの分かれ道に立ってるのではないかと思うんです。今のご発言と石坂委員のご発言は不公平感があるから、もう切ってしまうというようなご発言だったかなと、それに近いような方向性のご発言だと思いましたので、その辺は本当にそれでいいのだろうかというのをちょっと投げかけてみたいと思います。

宮地委員長

どうぞ。

石坂委員

私の名前が出ましたので、くれぐれも誤解のないように不公平になるので支援しないことが望ましいと言ってるわけではありません。できる限り支援して差し上げたいという気持ちは松岡委員と同じなんですけど、ただ、多目的ダムの計画があったからというだけで例えば、調査を県が全額もってやるべきだと利水に必要なお金は基本的に県が出すべきだということでもいいのだろうかということについて申し上げただけですので、そこは誤解のないようお願いしたいと思います。多目的ダムの計画が持ち上がったことで、その経

過がいいとか悪いとかいうことじゃなくて、私、午前中にも発言させて頂きましたけれども、角間部会などで固有名詞挙げて失礼かもしれませんが、明らかに山ノ内町の町長さんや中野の市長さんと議論しておりますと先程の水需要予測の問題も含めまして、例えば、多目的ダムに絡まない計画だった時ではあくまで最高時の観光客を必ず見込むという需要を何が何でもということを経済のことも含めてお考えになるだろうかということには私は個人的には疑問を感じる部分もありまして、そういう点では水道事業者としての責任と自主性ということはやっぱり、多目的ダムの計画があったところとなっていないところではかなり違ってきている面があるんじゃないかなと感じるところがあります。だからお金は応援しなくていいと言うつもりはさらさらありません。

#### 宮地委員長

それはそうだと思うんですが、私ちょっとよく分からないのは、私にしてみると水の需要というのは要するに、水源を探してそこを掘って、水が湧いたらそれを後でどう使うか、施設の問題ございますね。それは全体としてひとつだという感じがするんです。だから、そういう全体を含めて利水事業だと思ってそれに対する県の支援をしると、そういうことを私は申し上げているわけでごさいます、そこへもってきて、水源を探すのは全然別だから、県が全部やれ。そう簡単にはならないような感じがするんです。というのは例えば、伺っております、辰野だって実際それまで自分で水を探されたわけでしょう。その時は自分でおやりになったんだらうと私は思うんです。ただし、今度、もうそういうこといくつもやってきたから、あんまり金がだせんから、いろいろな問題があると、こういう意味かも分かりませんが、ですけど、要するに水源を探ることと、それをあつたら汲み上げて利水に利用する。そこまでは一体のものとして考えちゃいけないんでしょうか。どうぞ。

#### 松島（貞）委員

それはやっぱり、ここから水を取ることが明確で水道計画を作っておる話であって、ダムができるはずがでんことによって新たな水源を探さないかんという、その調査のお金はやっぱりこだわります。だから、水が出ることさえはっきりして、きれいで飲料水として使えるということまではっきりしてくれれば、そこから水を引くのはダムから引くも、そこから引くも同じことなんでその費用は事業者がやるんだけれどもという意味で、これはどうも私も今聞いておまして、水源調査について県が今の段階ではっきりしておらないので、水源調査についてはきちんと県は責任上こういうふうにはやれということは答申の中で委員会として別項目みたいにした方がいいんじゃないかと思っております。私も全額がどうかということについては、石坂委員と同じ見解で全部かどうかということについては、ここで結論出すのか、その後県と地元とよく協議してやってくれてこといいのか、今の答弁聞いてるとそれでいいのかなと思っております。

#### 宮地委員長

私が間違っていたかもしれません。どうぞ。

#### 藤原委員

非常に第三者的な見方になるのかもしれませんが、とにかく、辰野町も平成3年には電気探査してらるんです。ですけども、ダムができれば利水の問題は解決できると県から説明されてそれに乗ったわけでしょう。ですから、今はそのところの頭の切り替えはできないわけですよ。だから、ダムができれば、もうそれで利水の問題は解決すると思っただのに、ダムが中止になれば、じゃあ中止になったんだから県が水源を見つけるまでは

責任があるんじゃないかというのはそういうことなんです。電気探査ではまだ分かりませんから、やはり試掘をして、水質を見てこれが飲めるというところまでいかないと、地下水で大体できるというふうには踏み切れない。だから少なくともそういう水源調査については、県が費用を負担する責任があるんじゃないかというのが、それが町長さんの言い方です。

宮地委員長

はい、分かりました。そういう私の認識が少し間違っているようでございます。どうぞ、風間委員。

風間委員

私も似たようなことなんですけれども、今までの審議の経過を見ていても、やはり町長さん、市長さんのお立場というのは、そういう流れできてるわけですね。今我慢してといいますか、耐えながら一緒にこのダムなし案というものを検討している。最終的に今これから一本化できるかどうか分かりませんが、そういう中であってやはり、私の想像ですけども、かなり山ノ内の町長さんなんかは代案よりもダムの方が安心できるというものの考え方をもちになつてると思います。そういう状況にある中で水源調査をも町の負担でございませよというのは、これが部会のこれからの審議上の中でもちょっと言いづらいことでもありますし、また、例え部会が閉じてもおそらくずっと抵抗材料としては残る可能性が非常にあるんじゃないかと思っておりますので、私とすれば、この電気探査を含める水源調査については少なくとも県が責任をもって負担するくらいの表現であってほしいなあとというのが正直なところです。現実的に県の予算もありますから、なかなか全部というところまでいけないかもしれませんが、意気込みとしてはそのくらいの意気込みをもってほしいという気持ちはあるわけです。私、組長じゃないから分かりませんが、おそらく水源調査ということになると、今の松島（貞）委員の言うような形で単独の事業になる可能性が私はあるんじゃないかなあと思うんで、これは別として考える方がいいんじゃないですか。

宮地委員長

つまり、水源、どうぞ、松岡委員。私が喋るよりは。

松岡委員

私も水道の施設全部に補助出せと言ってるのではなくて、こういうところの報告書を作る、あるいは、その部の皆さんの合意を得るために、ネックになっている原因はスパッと止める。それは財政事情があったり、いろんな原因があるんですけども、合意を形成する上でネックになっている部分の情報を与えるためにも、ここでこれだけ出ないかという情報があれば、この議論はC案でいくんだというふうにできるわけですから、その辺はやってもらえばいい。その延長線上でもっといろんなところで非常に財源的にヒューヒューいっているところも、じゃあ、あそこでも認めてあげたんだから、将来的に時間がかかって調査ということで自分で努力するため、全部ってわけにもいかないから、そのあと自分で努力するならこのところは面倒見てあげましょう。でも脱ダムですよとやれば、筋が通っているかどうか分かりませんが、いる方向へいくんじゃないかと思うんですがどうでしょうか。

宮地委員長

やっぱり、水源調査というのはダム案の変遷を考えると、ちょっと得したように思ってるんです。どうも私の認識が少し違っていたようです。ただし、そこを強調するにしたらやっぱり県の支援をどこまでウェイトおくか。これはいろいろ現実問題があるように私は思うんですが、そういう意味で皆さんそんなにかけ離れたことを言ってるわけではないと思っております。いかがでしょう。そうしますと、いろいろ注文つける中でも水源調査というのはどこの場合でもそうですが、かなりのウェイトを持つ。そのことは頭において、条件の中ではっきり出すということが必要なんですね、きっと。そういう皆様方のご意見のようですが、その他どうでしょう。話は大分煮詰まってきたように思うんですが、そういう意味で水利権の調整の問題なんていうものもございましたし、それから補助金制度の保障という、この補助金というのはあれを議論したときには水源調査ということとは別の意味の実際、水利のいろんな施設の保障のことだと思いますが、そういうものとかの担保する制度とか、要するに流域協議会、そういうようなものを条件としてやっぱり、特に今、郷土沢の議論をしてるわけですが、郷土沢の議論をダムによらない治水・利水を考える時のいろいろこの点に関してはこれを要望する。こういう書き方でいく。そんな方向になるような気がするんですが、少し話が先、行き過ぎているでしょうか。はい。

松島（貞）委員

石坂委員が先程説明された利水ワーキングで報告してある中の、ちょっとどうしてもイメージが湧かないのが、ダム建設して県が負担したであろう上限の額という解釈なんだけれども、これだいたいイメージとしては例えば、郷土沢で110億円で国庫が54億6,000万円の補助金になるんだけれども、残りが54億6,000万円で、うち起債の部分と一般財源の部分と、こういうふうに財源が分かれるんだけれども、それはどのくらいのことをイメージして我々が答申の中にその県の財政支援というのを求める時に、具体的には出ないかも知れませんが、この間から1/2とか具体的なことが出てはおりますが、その上限の額というのはどういうイメージで考えたらいいかというのはいかがなんでしょうか。

石坂委員

そこまで詰めた議論はしませんでした。ここでやっぱり知恵を出し合うしかないかと思えますけど。

宮地委員長

郷土の場合には例えば、ダム案だったら県が負担するの32億くらいになってますね、確か。それが上限と言ってたけども、前回の時の例えば、1/2とか1/3とかいう話もございました。ただし、そういう割合がはっきり決められるかどうかということですね、話は。

石坂委員

純粹に持ち出し分を言うのか、起債措置や交付税の分も含めたいわゆる、1/2分のことをいうのかってことをきくと提起されているんですね。

松島（貞）委員

20%なんですか、概ね。

宮地委員長

何が20%ですか。

松島（貞）委員

県の32億っていうのは、この前も駒沢でも議論あったんだけど、32億っていうのの根拠をちょっと教えて頂ければいいんですが。

宮地委員長

報告から引っ張ったように思っていたんですが、そうですね。各治水対策案に要する費用、これは、待ってください。郷土沢部会の報告のあとについている財政ワーキングの試算でございますが、その中に各治水対策案に要する費用、郷土沢と書いてあって、ページが書いてないんですが、ダム＋河川改修案、ここのところに補助案があって、国からの補助を得られたとした時に、これは交付税措置のない時の一般財源ですね、ちょっとうまく説明してください。そこの数字32億というのがあるんですが。

田中治水・利水検討室長

資料をご覧になって頂ければ分かるんですが、国庫補助と県費というのがあります。それで県費のうち交付税措置ありなしで分けてあります。それで国庫は例えば、ダムの場合ですと、半分50%、交付税措置ありが、22.5%、22.5%、それとあと県費がのこり5%ありますが、それで実際県の持ち出しとして32.2億ということになります。以上です。

宮地委員長

それで私が申したのはこれをもしやらないとしたら、例の応急河川改修が8億くらいかかるという話がありましたんで、私はそれを引っ張って結局、純粹には25億くらい県が負担することになるだろうと、こう申し上げたわけです。

松島（貞）委員

そうすると全てのダム建設出したらだろうという考え方はこれによればいいんですね。そういう解釈でよろしいですね、上限の額っていう概ねの額というのは。

宮地委員長

利水ワーキンググループはどういうイメージをお持ちになっていたのかよく分かりません。

石坂委員

利水ワーキングではそこまでは詰めて議論はしてないんです。すいません。

松島（貞）委員

分かりました。

宮地委員長

そういうところの数字がひとつの種になるだろう。8億引いて25億、それをどの程度出す覚悟はあったんでしょうということになるわけですね。多分、造るとしても。そうですね。ただし今の状況でそれがどれだけできるか、どうぞ。

藤原委員

それで脱ダム債との関係でこの間伺ったわけですよ。脱ダム債ってというのがどのくらい出るのか、しかもその脱ダム債の場合には適債性、それに地方債を発行して使うことのできる範囲というものがあるけれども、少なくとも脱ダム債というのはダムを止めたところに使われるのではないのでしょうかとすると、脱ダム債ってというのはどのくらいなのか、1,000億の債券を今度も地方債をやるわけですけども、どのくらいですかって聞いたならば、あんまりロットが小さいと費用がかかりすぎるんで、もう少し大きくするというような話だったんで、そうすると数10億くらいの脱ダム債、もしかしたら100億になるかもしれないなと思ってるわけですよ。そうすると、それだけのお金があるならば、ここでいう県が負担するであろうと思われた分を上限とするということになると、ある程度ダムによらないというふうにやったところには、それは適用されるのではないかと勝手に解釈したわけですね。そうすると利水部分はどのこのこのというのがあっても例えば、水源調査というようなことはそういう適用はできませんかということなんですが。

宮地委員長

そういうところに求めるということですね。

藤原委員

どのくらい、脱ダム債というのは今どんなような状態になってるんですか、そこをお聞かせ頂きたいんですけど。

宮地委員長

どうぞ。

高橋幹事長

今のところまだ脱ダム債というのを確実に出すとは確か答弁はしてないと思うんですけども。

藤原委員

僕は長野県民じゃありませんから長野県議会にどういうふうにしてるか、長野県知事がどういう答弁をしたかっていうのは知りませんけれども。

高橋幹事長

前々回財政の担当が来て、お答えしたのが今の話だと思っんですけども、その時に脱ダム債を出しますとはまだ言ってはないと思うんで、脱ダム債を出す時には、それはどういうものかという説明をしたと思うんですけども。

藤原委員

これは長野県だけじゃなくて全国的に何か脱ダム債を出すと言うことは周知されてるみたいだし、水直しということも公約にしてるなんてことも長野県だけで収まっている話じゃないわけですよ。ですから、私たちはそういうふうにして、脱ダム債というのを出すんだなあということを理解してるわけですからね。

高橋幹事長

要するに、県債でございますので、基本的には形が残るようなものに限られます。人件

費等では出せないということで、それが適債性ということがあったと思うんですね。それから、脱ダム債と銘打つからには脱ダムでやったそれ以外の例えば、河川改修であるとか森林整備であるとか、それ以外の治水対策とか、利水対策に使うお金を充てます。それを起債、借金して、それを皆さん方に買って頂くという形になろうかと思えます。でないと、脱ダム債という言葉が全く違ってきます。それがいくらかかるかというのは出てませんので、別に脱ダム債をいつ出すということ、あるいは総額がいくらというのはまだ決まっていないですが、そんなに小さい金額だと確かにコストかかってしまいます。ある程度のボリュームに、金額が集まったら出すということになろうかと思えます。なお、これあくまでも県の借金でございますので、どっかからお金をくれるわけじゃございませんので、その分のお金を自動的に充てこんで何でも事業ができるというものではございません。やっぱり県債が今年ようやく確か23億弱総額で、来年度減らす予定ですけど、県財政は借金が非常に多くて、今、大変苦しんでるわけですから、脱ダム債があるから、その工事をやるんだというものではございませんので、その点はご了承をお願いしたいと思えます。

宮地委員長

はい、どうぞ。

藤原委員

こんなところで言い合ってもしょうがないと思うんですが、少なくとも新しい方向と脱ダム債なんていうのは、新聞なんかで出てるわけです。これが新しい方向かなあと思ってたんです。高橋さんに言われなくたって脱ダム債が借金であるというのは、地方債ですからそれは分かってますよ。人からもらってくるお金じゃないということも当然分かってますが、ただ何か脱ダム債っていうことを大きく打ち出している中で、今まだ発行するかしないか分からないと言われると、あれ、そういうもんだったのかなという感じがしますけどね。

宮地委員長

はい。どうぞ。

高橋幹事長

先程の私の発言を訂正させて頂きたいと思うんですが、脱ダム債は県がやる工事に限られますので、利水分には使えない。治水分だけということになります。それから、脱ダム債やると言って大きく打ち出したと言ったって中身がないものを、すぐ借金してやるというのも、それはあり得ない話でございますので、それは例えば、この検討委員会で報告が出て実際いくらかかると、どういうふうにするというのがある程度決まらなないと出せないというものでございます。

藤原委員

今の話ですと、検討委員会でだいたいどのくらいのものをもって要望すれば、今、高橋さんの話ですと、それで決まってくればという話なんで、検討委員会でやはりこの部分については額を決めて、そして要望をするということをしてないと脱ダム債出せないということになっちゃいますから、そういう意味じゃ検討委員会でその部分を含めてこれから検討してってください。

宮地委員長

はい、脱ダム債は利水に使えないっていうのはこの間も確かそういう言い方をなさったと思っております。ただし、こういう話を進める時に、藤原委員もおっしゃったように、検討委員会がこういうことをやって欲しいということ強く打ち出すことはポイントだろうと私は思っております。今度の話それに脱ダム債が充てられるかどうか、それはちょっと違う、早い話が脱ダム債で他の浅川と砥川の治水・利水をやってもらって、それを見た限りでこっち使ってもらったって、私はいいんだろうと思うんです。だから県の方でそういうことをやることを是非考えろと言えば、それはひとつの方法だろうと思っておりますが、いずれにしても言わないとやりそうもないことも事実ですから我々として何をやって欲しいかと言うことを申し上げて、もうひとつ私さっきから思っておりますのは、この水源調査というのは普通の利水の中でもちょっと違ったニュアンスをもってるなど、そういうふう感じております。それは私さっきの平板な発言を致しまして訂正しておきますけども、いかがでしょうか。どうぞ。

藤原委員

脱ダム債が県の実施する事業というふうになってるとすれば、逆に言うと水源探査の場合に県が実施してくれれば、そうすれば脱ダム債の対象になる可能性っていうのは出てくるんじゃないですか。

宮地委員長

それはちょっと私には判断ができません。どうですか。

高橋幹事長

全くの調査だけですと、多分県債の対象にはならないと思います。例えば、ダム造るでもいいんですけど、ダム造るにあたってどうしても実施調査ですとかいうのが必要なものがありますから、それと工事を全部合わせてとなると検討の対象にはなるとは思いますけれども、この委員会で判断するのに、どうしても電気探査が必要だといったようなものでは県債の対象にはならないと判断致します。

宮地委員長

いかがでしょう。要するに、問題、どうぞ。

石坂委員

県の財政支援をどこまで委員会として求めていくかという議論から今脱ダム債のお話しになってると思うんですけど、最終的に財源措置を県債でやるのか、単独の費用でやるのか、その他の手立てを取るのかってことは最終的に実施の段階で県にお考え頂くことにして、今は少し議論を戻しまして、脱ダム債も重要なひとつの選択肢とはなるとは思いますけど、さっきから話が出ています多目的ダムの計画でこまできたものをダムなしに変える場合、県の財政支援しなければならないのは今出てる初期投資の設備の支援と水源調査の支援というのが出てるとは思いますけど、その他にも支援すべき課題があるのかどうか、そちらに議論を絞ってった方がいいんじゃないかと思っております。

宮地委員長

いかがでしょう、今のご発言。つまり、そこに支援をして欲しいというのは事実なんですけど、どこの財源を使うかということまでは、もっと広く考えていいたろう。そういうお話したと思うんですけど、今の段階で我々がこの金から出せと、なかなか言い難い面があ

る。ただし、必要なものは必要だというべきだと私も思います。どうぞ。風間委員、もっと早くお帰りなると聞いておりましたが、長いこと引っ張ってすいません。まだ終わらないものですから。これでとにかくかろうじて定員を保っておるといった状況なんでございますが、さっきから2時間近く議論をしておりますが、どうぞ。

松島（貞）委員

県が負担すべきその考え方も分かったので、具体的に言えば、財源の問題今の言ったとおりで、それは県が考えればいいことであろうと思うんで、委員会としては、県の支援を要請していくということで、それは水源調査も含めてそこまでいいんではないかと思いますが。

宮地委員長

そうですね。どうぞ、竹内委員。

竹内委員

ですから、この話は前からずっと率がどのとか、そういう問題は別にして、とにかく、やらないと結論でないわけです。利水については検討委員会としてコンサルタントに頼んでいろいろ調査したり、森林についてもお金使ってるわけです。ただ、これについては期間がないもので、本来であればこの委員会として予算措置をこの委員会なりで調査出すとか、そういうこともやってもよかった方法だとも思うんです。それは責任において当然やって頂くということで私はいいと思います。だから私はあんまり県に対して気使うつもりもないし、それはもうバシッと言うことは言っていると思います。

宮地委員長

どうぞ。

松岡委員

私もそう思います。それで例えば、郷土沢で言えば利水に要する費用の中で例えば、国からいくらかとか、起債借入分とかいろいろありますんで、そういうものに対する補助も利水ワーキングでは言うておられるわけですか、上限としてというのは、これを超えて補助するというのを言うておられるわけですか。

松島（貞）委員

起債分のうち交付税措置の無い分と県が純粋に出す一般財源の合計額というような考え方だと思います。だから、そこを上限ということで。

松岡委員

例えば、もともと利水施設造るにあたっては、これ例えば、この資料ですけどダム造る造らないに関わらず、これだけかかれば自分のところでこのくらいだというのは覚悟していたというところがあるわけですね。そこへも今の25億くらいのあれを補助するという意味ですか。

宮地委員長

25億と言ってるんじゃないんで、それはひとつの利水ワーキングの意見です。利水ワーキング。

松岡委員

勿論、勿論、考え方として。

松島（貞）委員

水道引くお金はもともとダムから取水して、そこから引くのはもともと予定しておったことなので、それはいいと思うんだけど、ただダムを造る代わりに地下水を掘ったとか、ダムの代わりにどこか他のところから引っ張る、その水源確保の初期投資については、32.2億を上限として村でできるだけ支援をしてやるというまとめ方になるのかなと思って。

松岡委員

調査とその造り上げられる実物の井戸という、そういうイメージですか。

宮地委員長

そこまでいけるかひとつの上限でございますんで、どうぞ。

竹内委員

その辺は、できる限り努力して頂くという表現で。というのは、これからいろんな対策について市町村と話し合うわけです。その時にそれでは、駄目だとかいいという話は当然いろいろな基準、公平さも含めて、論議がされてくと思うんです。ですから、そのことは協議をしてやっていけということだけ入れとおけば、それで、できるだけ負担をしてなおかつ協議をして決めてくださいということ。

宮地委員長

部会長、かなり柔軟なお考えをお持ちのように私は受け取りましたんですが、要するに、支援をしてダムを造ったら当然要る金は頭の中に入れて相談しろということだろうと思っておりますが、いかがです。藤原委員、どうですか。そんな考え方で。

藤原委員

もう結構です。ただ、本当に脱ダム債ってというのは、これこだわりますけれども、今個人向けの国債が非常に人気があるということで、脱ダム債が出たら買おうかなと思っている人は結構いるんじゃないかと思ってるわけです。それに対して、今になって出すか出さないか分からないんですなんて話になってくると、あれ随分風呂敷は広げたけれども、中身はないなあという話になってしまうので、ちょっとそこら辺のところは、今日は、今の話聞いてて、あれあれと思ってます。

宮地委員長

要するに、そういうところに使えるお金をひねり出して欲しいわけですね。我々としては、名前は何であってもいいんですよ、本当は。どうぞ。

藤原委員

それで、今まで部会でそういうような県の支援というのは求められるだろうからということである意味では地元の人たちもそれに期待してるところがあるわけです。そういう話じゃあダムじゃなくてダムによらない方法でということ考えてるわけですから、それ

でダムによらない方法として治水・利水についていろいろと対案を作っておいて、これは県では無理ですという話になってしまうと、その期待を裏切ってしまうことになるわけなので、そこら辺のところも少し考慮して頂きたいということです。

宮地委員長  
どうぞ。

竹内委員

私も先程、1時15分からって言ったの、ちょっと相手に入り口の部分一番後ということで延ばしてもらってますから、もうじき失礼しなければいけないんで、ちょっと申し上げておきますが、私も郷土沢の部会長として前回のお話しの中で申し上げたのは最終的にこのダムに代わる利水の代替案がここに挙げられているB案、C案、その他の案も含めて確立、検証されていいということになるのであれば、ダムなしの方向でよろしいという、そういう方向を申し上げたつもりです。ところが、新聞の書き方がそうじゃなかったものですから、郷土沢に激震が走りました。その背景というのは部会報告は両論併記なんです。ですから、部会長とすれば、皆さん方の意向を十分に尊重して物事を申し上げなければいけないというものがあつたわけですけども、今日のお話しの中ではダムによらないという方向を郷土沢はいくんですという集約がされかかっていると私、受け止めてますので、敢えてもう1度申し上げますけれども、いずれにしても、最終的にどれになるかはあれですけども、ダムに代わる利水が確立されて、それでよろしいということに、今回の部会の構成員も含めて、特に村だと思ふんですけども、納得できるものが確立された場合についてはいわゆる、ダムなしでよろしいというのが部会長としてはそういう見解です。ただし、申し上げますけれども、これはおそらく今日、高橋委員も欠席ですが、黒沢についてもやっぱり、報告書見ますと同じことだと思ふんですよ。それは、例えば、4ページに「地域の安全、安心を考えると再度ダム案を検討せざるを得ないので、流量調査」という言い方をしてるんです。対策がない場合には、やっぱり、そうは言ってもダムなし案を検討した上でなければということなんですね。結果的にダムなのかどうか分からないですけども、要は、冒頭から申し上げてるようにこれはやっぱり放置されないでしっかり担保されて、検討した上でしっかりやって頂きたいということが保障されるものでなければ駄目だと、そういう意味で申し上げてるんで、そこはひとつまとめの段階では表現をきちっとうまくやって頂きたいということをお願いしたいと思いますが、結論だけ先にもってくということではなくて、はい。

宮地委員長

そういう意味ではこの答えの書き方というのは非常に難しいところがあるようにも思いますが、いかがでしょう。そろそろ2時間経ちまして、実は竹内委員、3時からどうしても抜けなきゃいかんという状況でございます。それで、どうでしょう、竹内委員、これで、今のような考え方で何か考え方を書いてみるということはあるえますか。今の段階で、それとももう1回くらい今の話を、21日に会議がございますが。

竹内委員

私は起草委員会なり、私の考え申し上げますけど、上川とかみんなそれぞれで全部起草委員会作っても、なんかしょっちゅう会議ばかりやって、違うメンバー集まって、委員長さんは絶えず出てこなきゃいけないということになると思ふんですけど、それよりも例えば、上川のメンバーを主にして、きちっとたたき台作って頂くというふうにして頂ければ

私は、私案としては。

宮地委員長  
郷土沢ですね。

竹内委員

上川の起草委員会のメンバー決めましたよね。そういうのいくつも作るんじゃなくて、郷土は郷土でまた違うメンバーで作ってやっていると、またその都度集まってもうまっ白けになってますので、上川のメンバーが全体の起草委員として発足頂ければ、大変ありがたいというのが私の私案です。以上、報告終わります。

宮地委員長

それはどうでしょう。私はこう思うんですが、実は次の委員会、21日でございます、そのあと3月に入るわけです。ですから、実際上は答え書くにしても相当時間かかるし、問題複雑ですから表現の仕方も難しいし、やはり考えるならば、上川は上川、郷土沢は郷土沢、それぞれの会議で書くことを考えた方がいいんじゃないかと思うんです。メンバーがどうなるかは別ですよ。

松島（信）委員

部会長が欠席の起草委員会じゃこれちょっとまずいと思うんですよ。

宮地委員長

誰をメンバーにするかという話ですが、ちょっとその前に話の進め方をどうでしょう。私はやっぱり、それぞれの部会の話は部会のメンバーを主にして考えるという方が話はまとまりやすいと思うんですが、竹内部会長、どうですか。

竹内委員

浅川・砥川の時は部会長入れない方がいいという話があったですね。

宮地委員長

あの時はとは状況が違いますよ。どうでしょう。そういう意味で竹内委員、そうおっしゃいますんで、上川はすでにそういう格好になってるわけです。清川もそういう格好で話が進んでるわけでございますんで、ひとつ、どうでしょう。

石坂委員

メンバーはともかくいずれにしてもたたき台を作って。

宮地委員長

郷土沢の場合そのたたき台は少し考えてみる。率直に言うと起草委員会を作ってそこで練ってみる。それに対して今の話は部会長はやっぱりおってもらった方がいいという話なんですが、それはここでちょっと手っ取り早く決めたらどうでしょうか。いかがでしょう、竹内委員。8人しかおりませんが、そうするとどうでしょう。実際に、郷土沢の部会の委員にやっぱり入って頂いて私も加わって、そこで練ってみる。少しこれは時間がかかると私は率直に思うんですが、少し時間の余裕を見て頂いて、特に部会長はお忙しくなることはもう目に見えてる。ですから、それは十分考慮するにしても、そういう方向で考えたら

どうでしょう。具体的にちょっと名前を言ってください。

田中治水・利水検討室長

郷土沢ですが、竹内委員さん、松岡委員、植木委員、松島（貞）委員、松島（信）委員、全員いらっしゃる。

宮地委員長

だいたいすべてのワーキンググループ、全員お出でになるたまたま。ワーキンググループ入ってますね。どうでしょう、それで。私も加わらせて。よろしゅうございますか。それでは、ちょっと汗をかきますが、委員の間でちょっと打ち合わせをしまして、どういうふうに進めるか、なかなか寄り合うことも難しいんでございますけれども、打ち合わせをしたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。ひとつ山を越えたような感じが致しますが、ただし、この郷土沢の場合には表現の仕方が難しいし、これが後々黒沢にしてもいろんなところの手本になるんじゃないかと思っております。それは覚悟はしておりますが、それでは、ありがとうございました、ご協力を頂いて郷土沢の話が一応、決着つきましたので、こちらで本日考えました議題は以上で終わりでございますが、何か皆様方からございますでしょうか。それでは、どうもご協力ありがとうございました。

田中治水・利水検討室長

次回ですか、来週の金曜日になります。2月21日、場所は百景苑ということでお願いします。時間は午前10時からということでお願いしたいと思います。以上です。

以上の議事録を確認し署名します。

署名委員氏名 \_\_\_\_\_ 印

署名委員氏名 \_\_\_\_\_ 印